８．文部科学省における児童虐待への対応について

文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

文部科学省における
児童虐待への対応について

平成29年8月17日（木）

平成29年度　全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議

文部科学省における児童虐待への対応

✓ 児童虐待への対応については、その発生予防、早期発見・早期対応や虐待を受けた児童生徒の支援が重要であり、学校・家庭・地域社会・関係機関が密接に連携する必要がある。

1. 学校等における児童虐待への対応

① 学校、教育委員会における児童虐待防止に向けた取組の充実のための情報提供
- ○ 「児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応」について通知【平成22年3月】
- ○ 「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」について通知【平成22年3月】

② 児童虐待対応の手引き等の作成・配布
- ○ 養護教諭のための児童虐待対応の手引きの作成・配布【平成20年1月】
- ○ 教職員用研修教材「児童虐待防止と学校」（CD-ROM）の作成・配布【平成21年5月】

③ 生徒指導において、児童虐待等の複雑化・多様化する児童の問題行動等への対応、解決に役立つと思われる取組を推進・普及

【主に早期発見・早期対応のための取組】
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど専門家を活用した学校の教育相談体制の充実　等

2. 家庭・地域社会における取組の推進

【主に発生予防のための取組】
- ・学校・家庭・地域の連携協力推進事業補助金における取組
- ・公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラムの開発
- ・訪問型家庭教育支援における取組

１．学校等における児童虐待への対応

関係機関との連携強化（虐待防止法4条1項、5条2項）、学校等から児童相談所への情報提供（同法13条の4）

・教育委員会、児童相談所等が、必要に応じて相互の会議に出席、協力するなどして、日常的な連携の強化を図る。
・児童虐待防止のため、幼児児童生徒の出欠状況等の定期的な情報提供等の適切な運用に努める。

児童虐待の早期発見（虐待防止法5条1項）

学校及び教職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努める。

※幼児児童生徒の心身の状況を適切に把握すること、健康診断（身体測定、内科検診、歯科検診）は、児童虐待を早期に発見しやすい機会であることに留意

虐待を発見した場合

児童虐待の早期対応（虐待防止法6条1項）

児童虐待を受けたと思われる幼児児童生徒を発見した場合は、速やかに、市町村、児童相談所等に通告する。

※一般人の目から見れば主観的に児童虐待が疑われる場合は通告義務が生じる
※結果として通告が誤りであった場合も、基本的には刑事上・民事上の責任を問われることは想定されない

要保護児童対策地域協議会への参画（児童福祉法25条の2）

学校、教育委員会は要保護児童対策地域協議会に積極的に参画するなどして、関係機関との一層の連携・協力を図り、児童虐待の防止等に努めること。

学校等の間の情報共有について（平成27年7月31日付け文科初第335号）

幼児児童生徒の進学・転学に当たっては、法令上の進学・転学先への文書の送付はもとより、対面、電話連絡、文書等による学校間での引継ぎの実施、学校の担当者やスクールソーシャルワーカー等によるケース会議の開催等により、支援が必要な幼児児童生徒に係る学校等の間の適切な連携を進める。

児童虐待等に係る研修の実施（虐待防止法4条2項・3項）

教職員用研修教材「児童虐待防止と学校」（文部科学省作成、H21.5配布）の適切な活用などによって教職員研修の充実を図る。

学校での早期発見と適切な初期対応の推進

現　　状

○　児童虐待の対応については、法令に基づき、早期発見・通告・情報提供が重要。
○　一方、関係機関が協力・連携して対応することが必要であり、更なる体制整備が必要。

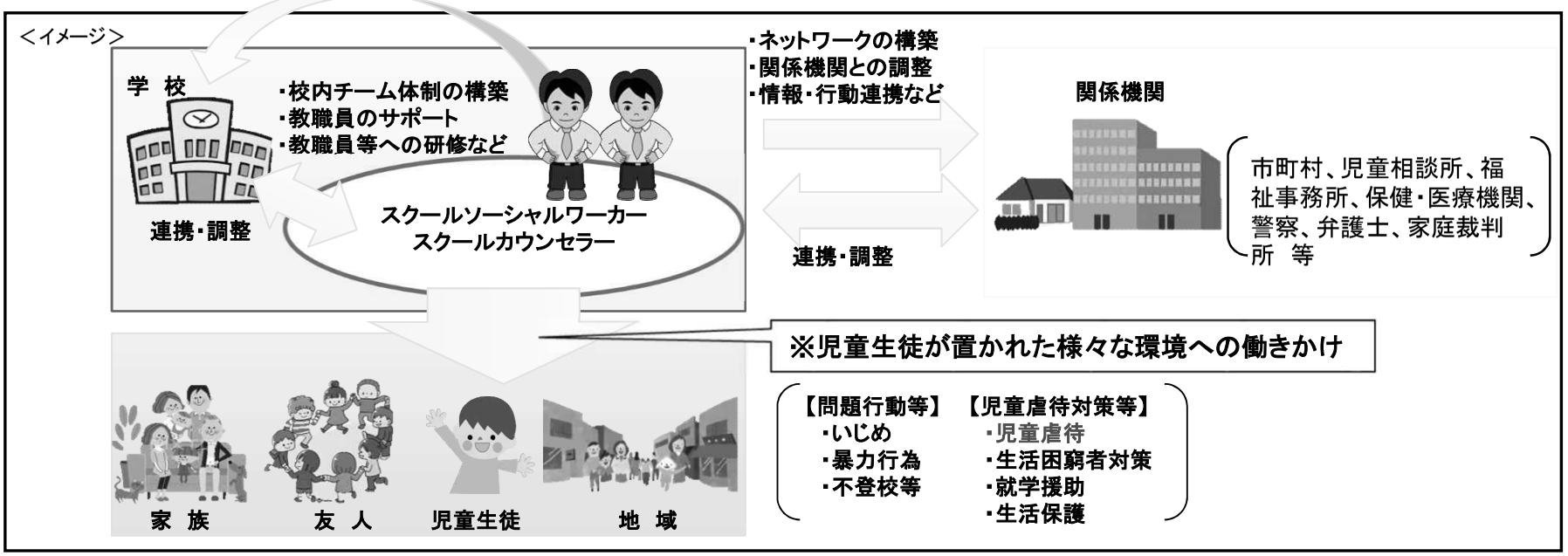

対　　応

○　学校へのｽｸｰﾙｿｰｼｬﾙﾜｰｶｰ（SSW）及びｽｸｰﾙｶｳﾝｾﾗｰ(SC)の配置を充実。
平成29年度予算　ｽｸｰﾙｿｰｼｬﾙﾜｰｶｰ活用事業　1,258百万円、5,047人（前年度： 972百万円、3,047人）
ｽｸｰﾙｶｳﾝｾﾗｰ等活用事業　4,559百万円、26,000校（前年度： 4,527百万円、25,500校）
【目標（H31年度まで）は、SSWは全中学校区（1万人）、SCは全公立小・中学校（27,500校）】
○　虐待対策のためのSSW及びSCの重点加配（平成29年度予算（新規））。
○　SSW及びSCの活用促進に向けた職務内容の明確化や、資質向上のための研修の推進。

学校、教育委員会における児童虐待防止に向けた取組の充実のための情報提供

○「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」

（平成22年3月）

学校と市町村、児童相談所等の関係機関の連携が十分に機能するよう、学校及び保育所から市町村又は児童相談所への児童虐待防止に係る資料、情報の定期的な提供に関する手続等について、文部科学省と厚生労働省で協議の上、指針を作成し、教育委員会や学校等に通知。

HPｱﾄﾞﾚｽ：http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000005464.html

（備考）「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供の実施状況について（通知）」（平成23年3月）

本指針に基づく取組状況を調査（平成22年10月）した結果を踏まえ、学校等と市区町村又は児童相談所との連携が十分機能するよう努めるとともに、必要に応じて指針に基づく対応を図るよう、厚生労働省と連名で教育委員会、学校等に通知。

○教職員用研修教材「児童虐待防止と学校」（CD-ROM）（平成21年5月）

学校等における児童虐待の早期発見・通告、関係機関との連携、虐待を受けた子どもへの対応等について、教職員の意識と対応スキルの向上を図るための研修用教材を全国の教育委員会に配布。

○「養護教諭のための児童虐待対応の手引」（平成20年1月）

児童虐待防止に学校、養護教諭が果たす役割、必要な基礎知識、早期発見・早期対応の方法等について、図表や事例を交え具体的に記載した手引を全国の教育委員会、学校に配布。

HPｱﾄﾞﾚｽ：http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08011621.htm

一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び児童虐待防止対策に係る対応について（通知）

（平成27年7月31日付け27文科初第335号）

一時保護等とは

○　虐待などの理由により、児童相談所の一時保護所等において子供を一時的に保護すること。

※　DVの被害者や、売春防止の観点から保護された女子に同伴する子供が、婦人相談所で一時保護等されることもある。

○　子供を保護者から一時的に離し安全な生活環境下に置くこと等を目的とする法令上の措置であり、一時保護等が行われる間は、学校へ通うことができなくなることがある。

※　一時保護所において一時保護された者のうち6歳以上の者は17,599人（平成25年度）。
※　一時保護所における平均的な一時保護期間は28.4日間（平成24年度）。
※　一時保護所で一時保護される高校生の36.6%、小・中学生の7.1%が欠席扱い（厚労省補助による民間団体の調査（平成25年度））。

⇒ 一時保護等が法令上の措置であることや、適応指導教室やフリースクールに通う不登校の児童生徒に「出席扱い」が認められる場合があること等との均衡を図りつつ、考え方を整理。

今回の通知における一時保護等の扱いの考え方

○　学習を行っている場合　⇒　○　一定の教育指導の時間の確保、学習支援員を中心とした指導体制等の条件を満たす場合、「出席扱い」を認める

○　学習を行っていない場合　⇒　○　「公欠」扱い（欠席日数にカウントされない）

※　これに加え、「一時保護等が行われている児童生徒が学校に復帰した際、当該学校は児童生徒の状況に応じ補習等を実施し、小・中学校における各学校の課程の修了や高等学校における単位の認定等を適切に行うことが望ましい」ことも通知。

児童虐待防止対策に係る対応で文部科学省から特に周知している事項

○ 通告に係る留意事項

・ 通告の対象は「児童虐待を受けたと思われる児童」とされており、これにより必ずしも虐待の事実が明らかでなくても、子どもに関わる専門家によって子どもの安全・安心が疑われると思われる場合はもちろんのこと、一般の人の目から見て主観的に子どもの安全・安心が疑われる場合であれば、通告義務が生じる。

・ なお、通告については、児童虐待防止法の趣旨に基づくものであれば、それが結果として誤りであったとしても、そのことによって刑事上、民事上の責任を問われることは基本的にないものと考えられる。

○ 学校間における情報共有の促進

・ 設置者を同じくする学校間での引き継ぎについては、利用目的の範囲内であることが原則だが、利用目的の範囲外である場合でも、私立学校・国立大学法人の設置する学校においては、保有個人情報の内部利用として認められるときがある（※）こと。

・ 設置者を異にする学校間での引き継ぎについては、個人情報の第三者提供に該当することから、本人の同意を得ることが原則であるが、私立学校・国立大学法人の設置する学校においては、関係法令上、第三者提供が認められるときがある（※）こと。

※人の生命、身体等の保護のためや児童生徒の健全な育成の推進のために特に必要があり、本人の同意を得ることが困難である場合等

・ 公立学校においては、個人情報保護条例の利用目的や第三者提供に関する規定において、類似又は同趣旨の定めがなされていることがあること。

○ 学校等から児童相談所等への情報提供

・ 平成28年6月3日公布の改正児童虐待の防止等に関する法律第13条の4において、児童相談所・市町村から被虐待児童等に関する資料等の提供を求められた場合、地方公共団体の機関に加え、医療機関、児童福祉施設、学校等が当該資料を提供できる旨を規定（同年10月1日施行）。これにより、新たに国立・私立の学校等が当該資料等を提供することができることとされた。学校を含むこれらの機関等は、原則として、刑法の秘密漏示罪の規定や個人情報保護法その他の守秘義務に関する法律の規定に違反することなく、児童虐待に係る情報を提供できることとなるため、児童相談所長等から求めがあった際は適切に対応すること。

平成28年度「児童虐待防止推進月間」の実施について（通知）

（平成28年10月17日付け28文科生第527号）（別添資料5）

児童虐待の早期発見・早期対応、被害を受けた児童の適切な保護等、学校における適切な対応が図られるよう、例えば、以下に掲げる取扱について実施又は実施状況を確認することを周知。

（1）児童虐待防止に係る研修の実施

教育委員会等又は学校において、虐待を発見するポイントや、発見後の対応の仕方等について教職員の理解を一層促進するため、児童虐待防止にかかる研修を実施すること。

（2）学校における児童虐待の早期発見に向けた点検及び通告

各学校において、幼児児童生徒の心身の状況の観察、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる主体的活動、教育相談、健康診断を通じて、児童虐待の疑いの有無について点検を行うこと。

（3）関係機関との連携強化のための情報共有

教育委員会等又は学校において、児童虐待防止に係る関係機関との一層の連携・協力の強化に向けて、市町村、児童相談所等の担当者との間で、児童虐待の通告、情報提供、緊急時の対応等について、通告時の連絡先、提供する情報の内容及び対応の手順を確認すること。

（4）家庭に対する支援

児童虐待の問題の未然防止や早期対応のために、家庭教育支援の取組を実施すること。

２．家庭・地域社会における取組の推進

○地域における家庭教育支援総合推進事業の実施（平成29年度）

地域人材の養成を通じて家庭教育支援チーム(※)の組織化、家庭教育支援員の配置等を行い、身近な地域における保護者への学習機会の提供や親子参加型行事の実施、相談対応等の支援活動を実施することで、家庭教育支援を総合的に推進する。（別添資料6）

※**家庭教育支援チーム**：子育て経験者をはじめとする地域の人材を活用して、保護者への学びの場の提供等地域の実情に応じた多様な支援を行う体制〔チーム数：616（H28年度）〕

【ロゴマーク】

家庭教育支援チーム

○訪問型家庭教育支援における取組

児童虐待予防の観点も含め、問題を抱え孤立しがちな家庭等に対し、訪問型家庭教育支援を行う。

・訪問型家庭教育支援の関係者のための手引きの作成（平成27年度）

地方公共団体で訪問型家庭教育支援を実施する際に、役立つと思われる情報や知見、ノウハウ、より良い取り組みとするための提案を取組のヒントとして整理したもの。訪問の結果、児童虐待の恐れがある場合は速やかに児童相談所等に通告を行うこと等についても記載。

・先駆的家庭教育支援推進事業（訪問型家庭教育支援の実施）（平成29年度）

保護者を学びの場や地域とのつながりの場につなぎ、保護者の教育力を高めることを重視しつつ、貧困、不登校等の様々な課題を抱えた家庭に対する類型別の効果的な支援モデルの開発を国の主導によりパイロット的に実施する。（別添資料7）

○家庭教育支援手帳のホームページ掲載

保護者等に対して子育てのヒント集として文部科学省が作成し、ホームページに掲載している「家庭教育手帳」において、児童虐待防止対応として、「子どもを虐待から守るための5ヶ条」等についても記載。

家庭教育支援の推進等に関する通知

○児童委員・主任児童委員の活用による家庭教育支援施策の推進についての周知

（平成21年3月）

平成21年３月、文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長との連名で、都道府県・指定都市・中核市に対して、児童委員・主任児童委員の積極的な活用による、児童健全育成及び家庭教育支援施策の推進についての通知を発出。

HPｱﾄﾞﾚｽ:http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/katei/1262950.htm

○「つながりが創る豊かな家庭教育」を踏まえた取組の推進について（平成24年4月）

平成24年3月に「家庭教育支援施策の推進に関する検討委員会」がとりまとめた報告書の提言を踏まえ、文部科学省生涯学習政策局長名で、都道府県・指定都市・中核市教育委員会等に対して、家庭教育支援の推進について通知し、各自治体等の活性化等の取組等の活性化を促した。

○生徒指導、家庭教育支援及び児童健全育成に係る取組の相互連携の推進について（平成28年5月）

平成28年5月、文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課長、文部科学省初等中等教育局児童生徒課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長との連名で、都道府県・指定都市・中核市に対して、関係部局が連携を深め、生徒指導・家庭教育支援及び児童健全育成の相互連携を一層推進することについての通知を発出。

学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針

１　趣旨

本指針は、学校及び保育所から市町村又は児童相談所（以下「市町村等」という。）への児童虐待の防止に係る資料及び情報の定期的な提供（以下「定期的な情報提供」という。）に関し、定期的な情報提供の対象とする児童、頻度・内容、依頼の手続等の事項について、児童虐待の防止等に関する法律第１３条の３の規定に沿った基本的な考え方を示すものである。

２　定期的な情報提供の対象とする児童

（１）市町村が求める場合

要保護児童対策地域協議会（児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２５条の２に規定する要保護児童対策地域協議会をいう。以下「協議会」という。）において児童虐待ケースとして進行管理台帳（注）に登録されており、かつ、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（以下「学校」という。）に在籍する幼児児童生徒及び保育所に在籍する乳幼児（以下「幼児児童生徒等」という。）を対象とする。

（注）進行管理台帳とは、市町村内における虐待ケース等に関して、子ども及び保護者に関する情報やその状況の変化等を記載し、協議会において、絶えず、ケースの進行管理を進めるための台帳であり、協議会の中核機関である調整機関において作成するものである。

（２）児童相談所が求める場合

児童相談所（児童福祉法第１２条に規定する児童相談所をいう。以下同じ。）が管理している児童虐待ケースであって、協議会の対象となっておらず、かつ、学校等及び保育所から通告があったものなど児童相談所において必要と考える幼児児童生徒等を対象とする。

３　定期的な情報提供の頻度・内容

（１）定期的な情報提供の頻度

定期的な情報提供の頻度は、おおむね１か月に１回を標準とする。

（２）定期的な情報提供の内容

定期的な情報提供の内容は、上記２（１）及び（２）に定める幼児児童生徒

等についての、対象期間の出欠状況、（欠席があった場合の）家庭からの連絡の有無、欠席の理由とする。

4　定期的な情報提供の依頼の手続

（1）市町村について

市町村は、上記２（１）に定める幼児児童生徒等について、当該幼児児童生徒等が在籍する学校及び保育所に対して、対象となる幼児児童生徒等の氏名、上記３（２）に定める定期的な情報提供の内容、提供を希望する期間等を記載した書面を送付する。

（2）児童相談所について

児童相談所は、上記２（２）に定める幼児児童生徒等について、当該幼児児童生徒等が在籍する学校及び保育所に対して、対象となる幼児児童生徒等の氏名、上記３（２）に定める定期的な情報提供の内容、提供を希望する期間等を記載した書面を送付する。

5　機関（学校及び保育所を含む。）間での合意

（1）上記４により、市町村等が学校及び保育所に対し、定期的な情報提供の依頼を行う場合は、この仕組みが円滑に活用されるよう、市町村等と学校及び保育所との間で協定を締結するなど、事前に機関の間で情報提供の仕組みについて合意した上で、個別の幼児児童生徒等の情報提供の依頼をすることが望ましいものであること。

（2）協定の締結等による機関間での合意に際しては、本指針に掲げる内容を基本としつつも、より実効性のある取組となるよう、おおむね１か月に１回を標準としている定期的な情報提供の頻度を柔軟に設定したり、対象となる幼児児童生徒等の範囲を柔軟に設定したり、定期的な情報提供の内容をより幅広く設定するなど、地域の実情を踏まえたものにすること。

（3）学校は、市町村等と協定の締結等により機関間での合意をしたときは、その内容等を設置者である教育委員会、国立大学法人、都道府県私立学校主管部課（以下「教育委員会等」とする。）に対しても報告すること。

6　定期的な情報提供の方法等

（1）提供の方法

学校及び保育所は、市町村等から、上記４の依頼文書を受けた場合、依頼のあった期間内において、定期的に上記３に定める定期的な情報提供を書面にて

行う。

（２）教育委員会等への報告等

学校が市町村等へ定期的な情報提供を行った場合は、併せて教育委員会等に対してもその写しを送付すること。また、市町村等へ定期的な情報提供を行うに際しては、地域の実情に応じて教育委員会等を経由することも可能とする。

７　緊急時の対応

定期的な情報提供の期日より前であっても、学校及び保育所において、不自然な外傷、理由不明又は連絡のない欠席が続く、対象となる幼児児童生徒等から虐待についての証言が得られた、帰宅を嫌がる、家庭環境の変化など、新たな児童虐待の兆候や状況の変化等を把握したときは、定期的な情報提供の期日を待つことなく、適宜適切に市町村等に情報提供又は通告をすること。

８　情報提供を受けた市町村等の対応について

（１）市町村について

①　学校及び保育所から上記６の定期的な情報提供又は上記７の緊急時における情報提供を受けた市町村は、必要に応じて当該学校及び保育所から更に詳しく事情を聞くこととし、これらの情報を複数人で組織的に評価する。

なお、詳細を確認する内容としては、外傷、衣服の汚れ、学校での相談、健康診断の回避、家庭環境の変化、欠席の背景、その他の虐待の兆候をうかがわせる事実を確認できた場合には当該事項等が考えられる。

②　①の評価を踏まえて、必要に応じて関係機関にも情報を求める、自ら又は関係機関に依頼して家庭訪問を行う、個別ケース検討会議の開催など状況把握及び対応方針の検討を組織として行う。

③　対応が困難な場合には児童相談所に支援を求めるとともに、専門的な援助や家庭への立入調査等が必要と考えられる場合は、速やかに児童相談所へ送致又は通知を行う。

④　協議会においては、市町村内における全ての虐待ケース（上記２（２）の場合を除く。）について進行管理台帳を作成し、実務者会議の場において、定期的に（例えば３か月に１度）、状況確認、主担当機関の確認、援助方針の見直し等を行うことを徹底すること。

（２）児童相談所について

①　児童相談所が学校及び保育所から上記６の定期的な情報提供又は上記７の緊急時における情報提供を受けた場合

ア　学校及び保育所から上記６の定期的な情報提供又は上記７の緊急時における情報提供を受けた児童相談所は、必要に応じて当該学校及び保育所か

ら更に詳しく事情を聞くこととし、これらの情報について援助方針会議等の合議による組織的な評価を行う。

なお、詳細を確認する内容としては、外傷、衣服の汚れ、学校での相談、健康診断の回避、家庭環境の変化、欠席の背景、その他の虐待の兆候をうかがわせる事実を確認できた場合には当該事項等が考えられる。

イ　アの評価を踏まえて、必要に応じて関係機関にも情報を求める、自ら家庭訪問を行う、個別ケース検討会議の開催を市町村に求めるなどの状況把握及び対応方針の検討を組織として行う。

ウ　必要に応じて立入調査、出頭要求、児童の一時保護等の対応をとる。

②　市町村が学校及び保育所から上記６の定期的な情報提供又は上記７の緊急時における情報提供を受けた場合

市町村の求めに応じて積極的に支援するものとする。

9　個人情報の保護に対する配慮

（1）学校及び保育所から市町村等に対して、定期的な情報提供を行うに当たっては、「個人情報の保護に関する法律」（平成１５年法律第５７号）の目的、基本理念及び各地方公共団体の個人情報保護条例等を踏まえて、幼児児童生徒等、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう十分な配慮の下、必要な限度で行われなければならないので留意すること。

（2）市町村が学校及び保育所から受けた定期的な情報提供の内容について、協議会の実務者会議及び個別ケース検討会議において情報共有を図ろうとする際は、市町村において、学校及び保育所から提供のあった情報の内容を吟味し、情報共有すべき内容を選定の上、必要な限度で行うこと。

また、協議会における要保護児童等に関する情報の共有は、要保護児童等の適切な保護又は支援を図るためのものであり、協議会の構成員及び構成員であった者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないことされているので、このことに十分留意し、協議会の適切な運営を図ること。

１０　その他

市町村等が学校及び保育所以外の関係機関に状況確認や見守りの依頼を行った場合にも、当該関係機関との連携関係を保ち、依頼した後の定期的な状況把握に努めるものとする。

２２初児生第６４号
雇児総発０３０４第１号
平成２３年３月４日

各都道府県教育委員会担当課長
各指定都市教育委員会担当課長　殿
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く各国立大学法人学長

各（都道府県／指定都市／児童相談所設置市）児童福祉主管部（局）長　殿

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供の実施状況について（通知）

児童虐待が疑われる事案として、関係機関が関与しながら死亡に至ってしまった事件において、学校と市町村、児童相談所の関係機関の連携が十分に機能しなかったことが問題点の一つとして指摘されたことを踏まえ、平成２２年３月２４日に「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」（以下「指針」という。）を策定し、定期的な情報提供の対象とする幼児児童生徒等、頻度・内容、依頼の手続等の事項についての基本的考え方をお示ししたところです。

今回、平成２２年１０月８日付２２初児生第３１号・雇児総発１００８第２号通知により、指針に基づく実施状況について調査を依頼し、その結果について別添のとおりとりまとめましたので、下記の点に御留意の上、児童虐待防止対策の一層の推進を図っていただくようお願いします。

また、都道府県・指定都市教育委員会等におかれましては、幼児児童生徒等に係る定期的な情報提供について、市町村や児童相談所等から依頼があった場合には、必要な連携・協力をしていただくとともに、所管の学校又は域内の市区町村の教育委員会に対し、本通知の趣旨について周知徹底をお願いします。

記

１　調査結果では、調査対象期間中に、指針に基づく定期的な情報提供を学校等に依頼しなかった市区町村及び児童相談所がある。

その理由について、「定期的な情報提供の依頼のシステム構築に向けて調整中のため」とする市区町村及び児童相談所については、早急に指針に基づく対応を図っていただくようお願いする。

２　指針に基づく定期的な情報提供を学校等に依頼しなかった理由として、市区町村が電話連絡や口頭、訪問等により学校等に対して適宜情報交換を依頼している、関係機関との連絡会議の中で学校等から情報提供があるなどの回答を得たところであるが、そうした回答を行った市区町及び児童相談所においても、指針の内容に則して、特に、必要な情報提供の確保を図る観点から、いま一度確認・点検を行っていただき、学校等と市区町村又は児童相談所との連携が十分機能するよう努めるとともに、必要に応じて、指針に基づく対応を図っていただくようお願いする。

（本件担当）
文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導第一係
電話番号 03-5253-4111（内3299）
厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課児童相談係
電話番号 03-5253-1111（内7829）

「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」に基づく情報提供等に関する調査結果

「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」（平成２２年３月２４日通知。以下「指針」という。）に基づく定期的な情報提供について、平成２２年３月２４日から１０月１日までの実施状況を確認したところ、以下の結果となった。

１．指針に基づく定期的な情報提供の依頼状況

指針の「４　定期的な情報提供の依頼の手続」に基づき、定期的な情報提供の内容、提供を希望する期間等を記載した書面を学校、保育所等に対して送付したところは、市区町村が279か所（15.9%）、児童相談所が26か所（12.7%）となった。

また、指針に基づく定期的な情報提供の対象となる子どもがいないため、依頼を行わなかったところは、市区町村が337か所（19.3%）、児童相談所が26か所（12.7%）となっており、定期的な情報提供のシステム構築に向けて調整中のところは、市区町村が334か所（19.1%）、児童相談所が57か所（27.8%）となっており、それ以外の理由により、指針に基づく依頼を行わなかったところは、市区町村が800か所（45.7%）、児童相談所が96か所（46.8%）となった。

なお、それ以外の理由の主なものとしては、「市区町村が電話連絡や口頭、訪問等により学校に対して適宜情報交換を依頼している。」、「関係機関との連絡会議の中で学校等から情報提供がある」等があった。

	市区町村		児童相談所	
	か所数	割合（%）	か所数	割合（%）
①　指針に基づく定期的な情報提供を学校及び保育所に依頼した	２７９	１５．９ （１９．７）	２６	１２．７ （１４．５）
②　指針に基づく定期的な情報提供の対象となる幼児児童生徒がいないため、指針に基づく依頼を行わなかった	３３７	１９．３ （　－　）	２６	１２．７ （　－　）
③　定期的な情報提供のシステム構築に向けて調整中	３３４	１９．１ （２３．６）	５７	２７．８ （３１．８）
④　上記②、③以外の理由により、指針に基づく依頼を行わなかった	８００	４５．７ （５６．６）	９６	４６．８ （５３．６）
合　　計	１，７５０	１００	２０５	１００
②を除いた小計	１，４１３	（１００）	１７９	（１００）

※　表中（　）内の割合は②を除いた割合（市区町村1,413か所、児童相談所179か所に対する割合）

※ ④の主な理由

・市区町村が電話連絡や口頭、訪問等により学校等に対して適宜情報交換を依頼している。

・関係機関との連絡会議の中で学校等から情報提供がある。

・定期的に市区町村職員や児童相談員が学校等を訪問して情報提供を依頼している。

・要保護児童対策地域協議会を通じて、すでに情報交換ができる体制が確立している。

２．指針に基づく定期的な情報提供の依頼が行われた児童の実人数

上記１の市区町村及び児童相談所が行った依頼に係る学校に在籍する幼児児童生徒及び保育所に在籍する乳幼児の実人数は、市区町村が１７，６３３人、児童相談所が２，２６２人であり、その内訳は小学校が最も多く、次いで保育所、中学校の順となっている。

	市区町村		児童相談所	
	人数（人）	割合（%）	人数（人）	割合（%）
幼 稚 園	７９８	４．５	７５	３．３
小 学 校	８，３３５	４７．３	１，０４９	４６．４
中 学 校	３，０６４	１７．４	４１６	１８．４
高等学校	７９４	４．５	５３	２．３
その他	１７８	１．０	４８	２．１
保 育 所	４，４６４	２５．３	６２１	２７．５
合　　計	１７，６３３	１００．０	２，２６２	１００．０

（注）指針に基づく「定期的な情報提供の対象となる子ども」とは、

（１）市町村が求める場合、要保護児童対策地域協議会において児童虐待ケースとして進行管理台帳に登録されており、かつ、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校に在籍する幼児児童生徒及び保育所に在籍する乳幼児。

（２）児童相談所が求める場合、児童相談所が管理している児童虐待ケースであって、協議会の対象となっておらず、かつ、学校等及び保育所から通告があったものなど児童相談所において必要と考える幼児児童生徒等。

２７文科初第３３５号
平成２７年７月３１日

写

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長　殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第
1項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長
小松　親次郎

（印影印刷）

一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び
児童虐待防止対策に係る対応について（通知）

児童虐待への対応については，「児童虐待の防止等のための学校，教育委員会等の的確な対応について」（平成２２年３月２４日付け２１文科初第７７７号）（参考資料１）等を踏まえ，学校や教育委員会等において，これまでも様々な努力がなされているところですが，児童虐待の相談対応件数の増加傾向が続くなど，引き続き適切な対応が求められています。

このような状況の下，「児童福祉法」（昭和２２年法律第１６４号）に基づく一時保護の件数も増加しているところ，この一時保護が行われる間は学校へ通うことができなくなることがあります。加えて，「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成１３年法律第３１号）及び「売春防止法」（昭和３１年法律第１１８号）等に基づき婦人相談所による一時保護が行われている児童生徒及び婦人保護施設に保護されている児童生徒についても，これらの措置が行われる間は学校へ通うことができなくなることがあります。

一方，近年では，例えば，児童相談所の一時保護所において，退職教員等の学習指導協力員の配置や一定の学習時間の確保等，一時保護が行われている児童の学習

条件を向上させる取組も行われているところです。

ついては，こうした状況等を踏まえ，一時保護が行われている児童生徒及び婦人保護施設に保護されている児童生徒（以下「一時保護等が行われている児童生徒」という。）の指導要録に係る適切な対応等を下記１．のとおりお示しすることとしました。

また，関係府省庁によって「児童虐待防止対策等について」（平成２６年１２月２６日児童虐待防止対策に関する副大臣等会議）（参考資料２）が取りまとめられており，居住実態が把握できない児童生徒への取組のほか，児童虐待の未然防止，早期発見・早期対応等のための速やかな実施に向けて取り組む主な対応策が示されています。

これを踏まえ，学校や教育委員会等における児童虐待防止に係る対応を進める上での留意事項を下記２．のとおり整理しましたので適切な対応をお願いします。なお，居住実態が把握できない児童生徒への取組については，「居住実態が把握できない児童への対応について」（平成２７年３月１６日付け総行住第３３号，２６初初企第５３号，雇児総発０３１６第１号）が別途通知されていますので，併せて御留意願います。

ついては，都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して，都道府県知事にあっては所轄の私立学校に対して，国立大学法人の長にあっては設置する附属学校に対して，株式会社立学校を認定した地方公共団体の長にあっては認可した学校に対して，これらの趣旨についての周知を図るとともに，適切な対応がなされるよう御指導をお願いします。なお，本通知に関しては，厚生労働省と協議済みであり，同省に対し，関係機関等への本通知の内容の周知方を依頼済みであることを申し添えます。

記

１．一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応等について

児童相談所の一時保護所の学習環境等については，その充実に向けこれまでも学習指導協力員の配置など様々な取組が進められてきたところであるが，「児童虐待防止対策等について」において「学校と児童相談所等関係機関の連携」を推進することが示されたこと等を踏まえれば，一時保護等が行われている児童生徒の学習状況の評価等についても関係機関が連携して適切な対応を進める必要がある。

したがって，一時保護等が行われている児童生徒の指導要録上の取扱い等につい

て，別紙１及び別紙２によることとするので，これを踏まえて適切な対応を行うこと。

その際，都道府県教育委員会等においては，学校における指導要録上の取扱い等について各学校の円滑な判断が行われるよう，児童相談所における相談・指導の状況等について，当該児童相談所からの情報提供を踏まえ，域内の学校に情報提供することが考えられること。また，都道府県教育委員会等において，児童相談所の求めに応じ，その学習環境を充実させる観点から，一時保護所の学習指導協力員となる者として退職教員を紹介する等の協力を行うこと。

２．児童虐待防止対策に係る対応について

（１）学校等の間の情報共有について

「児童虐待防止対策等について」においては，「進学・転学の際の学校等の間の情報共有」を推進することが示されているが，指導要録に記されている学習状況や出席日数，健康診断票に記されている健康の状況等は，支援が必要な幼児児童生徒を発見するに当たって重要な情報となる場合もあるものである。

ついては，進学・転学に当たっては，法令にのっとり行うこととされている進学・転学先への文書の送付はもとより，対面，電話連絡，文書等による学校間での引継ぎの実施，学校の担当者やスクールソーシャルワーカー等によるケース会議の開催等により，支援が必要な幼児児童生徒に係る学校等の間の適切な連携を進めること。

個人情報保護の観点からどこまで情報を引き継げるかについては，適用される関係法令に基づき各学校等が判断することとなり，一般的には，公立学校には当該学校を設置する地方公共団体の個人情報保護条例が，私立学校を設置する学校法人等には「個人情報の保護に関する法律」（平成１５年法律第５７号）及び関係条例が，国立大学法人には「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成１５年法律第５９号）が適用されるものであること。その際，一般的には，

・設置者を同じくする学校間での引継ぎについては，個人情報の利用目的の範囲内であることが原則であるが，利用目的の範囲外であっても，私立学校においては，人の生命，身体等の保護のためや児童生徒の健全な育成の推進のために特に必要があり，本人の同意を得ることが困難である場合，国立大学法人の設置する学校においては，法令の定める業務の遂行に必要な範囲で行われるものであり，かつ，相当な理由がある場合は，保有個人情報の内部利用として認められるときがあること
・設置者を異にする学校間での引継ぎについては，個人情報の第三者提供に該当

することから，本人の同意を得ることが原則であるが，私立学校においては，人の生命，身体等の保護のためや児童生徒の健全な育成の推進のために特に必要があり，本人の同意を得ることが困難である場合，国立大学法人の設置する学校においては，明らかに本人の利益になる場合や，特別な理由がある場合であれば，関係法令上，第三者提供が認められるときがあること

・公立学校においては，個人情報保護条例の利用目的や第三者提供に関する規定において，類似又は同趣旨の定めがなされていることがあること

等に留意した上で必要な情報共有を図ること。また，個別の案件で疑義がある場合は，関係法令を所管する行政の部局へ問い合わせることが考えられること。

（２）児童虐待等に係る研修の実施について

「児童虐待防止対策等について」においては，「学校と児童相談所等関係機関の連携」を推進することが示されており，虐待を発見するポイントや，発見後の対応の仕方等について，教職員の理解を一層促進することが求められる。

ついては，学校や教育委員会等においては，以下の資料等を参考にするとともに，「児童虐待の防止等のための学校，教育委員会等の的確な対応に関する状況調査結果について」（平成２３年３月４日付け２２初児生第６５号）（参考資料３）に沿って，児童相談所の職員を講師に招くなどして，今後とも教職員に対する研修の充実に努めること。

（参考資料）

① 児童虐待の定義，関連する法律などの基礎的な知識と近年の状況については「児童虐待防止対策」（厚生労働省ＨＰに掲載）を参照。

② 児童虐待についての学校における対応について

○ 学校生活の中における児童虐待の兆候等については「児童虐待防止と学校」（文部科学省ＨＰに掲載）の「第３章学校生活での現れ」を参照。

○ 学校と福祉機関との役割分担や通告後の対応等については「児童虐待防止と学校」（文部科学省ＨＰに掲載）の「第６章疑いから通告へ」を参照。

（３）児童虐待に係る通告についての組織的な対応等について

「児童虐待の防止等に関する法律」（平成１２年法律第８２号）の第５条第１項においては，学校及びその教職員による児童虐待の早期発見の努力義務が定められており，また，「児童虐待防止対策等について」においても，学校の組織としての「適切な通告の実施」の必要性が改めて示されていることから，学校及び

その教職員は法令の趣旨を理解して児童虐待に関し適切な通告を行う必要がある。

ついては，教育委員会等においては，「児童虐待に係る速やかな通告の一層の推進について」（平成２４年３月２９日付け２３文科初第１７０７号）（参考資料４）の別紙３に記載のとおり，虐待の事実が必ずしも明らかでなくとも一般の人の目から見れば主観的に児童虐待が疑われる場合は通告義務が生じることや，法の趣旨に基づくものであれば，その通告が結果として誤りであったとしても，そのことによって刑事上，民事上の責任を問われることは基本的には想定されないこと等を改めて学校に対し周知すること。また，通告は，教育機関と福祉機関の専門性の違いを尊重しつつ両者が協働していく契機と捉え，教職員個々人の対応に加え，学校組織として関係法令に沿った適切な対応を行うよう周知すること。

担当：初等中等教育局
児童生徒課　企画係
（電話）０３－６７３４－３０５４
（FAX）０３－６７３４－３７３５

別紙１

一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応等について

児童福祉法に基づく一時保護が行われている児童生徒は，当該措置が行われる間，学校へ通うことができなくなることがある。また，配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律及び売春防止法等に基づき婦人相談所による一時保護が行われている児童生徒及び婦人保護施設において保護されている児童生徒についても，これらの措置が行われる間は学校へ通うことができなくなることがある。

一方，近年では，例えば，児童相談所の一時保護所においては，退職教員等の学習指導協力員の配置や一定の学習時間の確保等，一時保護が行われている児童生徒の学習条件を向上させる取組も行われている。

このような状況等を踏まえ，一時保護等が行われている児童生徒については次のように，指導要録に係る適切な対応等を行うことが必要である。

１．一時保護が行われている児童生徒が児童相談所の一時保護所において学習を行っている場合

児童相談所の一時保護所で一時保護が行われている児童生徒の中には，当該施設において，相談・指導を受け，学校における学習活動に遅れが生じないよう努力している者もいる。このような者の努力を学校として評価し支援するため，以下の要件を満たす場合には，当該施設において相談・指導を受けた日数を指導要録上出席扱いとすることができることとする。

（出席扱いの要件）

一時保護が行われている児童生徒が児童相談所の一時保護所において相談・指導を受ける場合であって，当該児童生徒の自立を支援する上で当該相談・指導が有効・適切であると判断され，かつ，以下の要件を満たすときには校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

① 当該施設と学校との間において，児童生徒の生活指導や学習指導に関し，十分な連携・協力が保たれていること。

② 別紙２を参考としつつ，当該施設において，児童生徒の状況に適した学習環境が整えられているなど，適切な相談・指導が行われていることが確認できること。

なお，指導要録上出席扱いとした場合，指導要録においては，「小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（平成２２年５月１１日付け２２文科初第１号（以下「平成２２

年通知」という。））を踏まえ，出席日数の内数として出席扱いとした日数及び当該施設において学習活動を行ったことを記入すること。

２．一時保護等が行われている児童生徒が学習を行っていない場合

一時保護等が行われている児童生徒については，その心身の状態から学習が困難であったり，学校に出席できなかったりすることがある。このため，一時保護等が行われている児童生徒が学校に出席できておらず，かつ，一時保護所又は一時保護所以外の施設で学習を行っていない場合には，平成２２年通知の別紙１，２及び３中「出席停止・忌引等の日数」に含めることとされている「非常変災等児童（生徒）又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで，校長が出席しなくてもよいと認めた日数」に含める扱いとすることが適当である。

なお，指導要録においては，平成２２年通知を踏まえ，一時保護等が行われている児童生徒であることを理由として出席停止・忌引等の日数としたこと及びその日数を記入すること。

３．その他の留意点

（１）一時保護所以外の施設で一時保護が行われている児童生徒及び婦人保護施設において保護されている児童生徒が学校に出席できていないときは，これらの措置が児童の福祉を保障する観点等から行われるものであることに留意し，１．を参考としつつ，児童生徒の自立を支援する上で有効・適切であると判断される場合であって，当該児童生徒に対しこれらの措置の実施主体と学校との連携・協力の状況，学習環境等の相談・指導の状況等を勘案して適切であると認められるとき，出席扱いとすることができることとする。

また，指導要録上出席扱いとした場合，指導要録においては，平成２２年通知を踏まえ，出席日数の内数として出席扱いとした日数及び当該施設において学習活動を行ったことを記入すること。

（２）一時保護等が行われている児童生徒が学校に復帰した際，当該学校は児童生徒の状況に応じ補習等を実施し，小・中学校における各学校の課程の修了や高等学校における単位の認定等を適切に行うことが望ましいこと。

別紙２

児童相談所の一時保護所の学習環境が出席扱いを認めることができるかを判断する際の目安

児童相談所については「児童相談所運営指針」（平成２年３月５日付け児発第１３３号を累次改正）が定められており，その中では，一時保護所の運営に関し，学習の実施に当たっての配慮事項が定められている。

学校長は，一時保護が行われている児童生徒について指導要録上出席扱いとする場合には，児童相談所に置かれている児童福祉司等を通じ，児童生徒の状況に適した学習環境が整備されていることを確認することが必要であり，その際の参考となるよう以下の目安を示すものである。

（１）教育指導の方法・内容

○　児童相談所運営指針に沿って，例えば，午前中は学習指導，午後はスポーツ等のプログラムが組まれるなど，一定の教育指導の時間が確保されていること。

○　学校から聴取した状況等も踏まえ，当該児童生徒の学習到達の状況を適切に評価し，当該児童生徒の状況に応じた方針に基づき，教育指導が実施されていること。

○　児童相談所や児童生徒の実状に応じて，個別指導と併せて，集団指導が実施されていること。

○　児童相談所の運営・管理の許す限りにおいて，体験学習が取り入れられていること。

（２）教育指導の体制

○　教育指導に当たっては，教員経験やそれに準ずる教育指導の経験のある学習指導協力員や職員が中心となるとともに，その他の職員の協力も得て，「不登校への対応の在り方について（通知）」（平成１５年５月１６日付け１５文科初第２５５号）の中の「教育支援センター（適応指導教室）整備指針（試案）６．指導体制等」を参考にしつつ，個に応じたきめ細かな教育指導がなされる体制となっていること。

○　児童生徒の指導方針等については，心理や福祉に関する専門的な資格を有する者の協力を得て定められていること。

（３）施設・設備等

○　施設・設備は，保健衛生上，安全上及び管理上適切なものであり，集団で活

動するための部屋，相談室，職員室などを備えていること。

○　体育館等を備えていたり，体育館等を有しない場合は周辺に代替できる施設や環境が整えられていたりするなど，スポーツ活動や体験活動の実施に関する配慮がなされていること。

○　児童生徒の教育指導に必要な教具を備えていること。

参考資料１

写

２１文科初第７７７号
平成２２年３月２４日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長　殿

文部科学大臣政務官　高井美穂

（印影印刷）

児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応について（通知）

児童虐待の防止等については、これまでも児童虐待の早期発見・早期対応、被害を受けた児童の適切な保護等、学校等における適切な対応が図られるよう繰り返しお願いしているところですが、児童相談所における虐待相談の対応件数は年々増加しており、平成２０年度には４万２千件を超えるなど依然として深刻な社会問題となっております。

このような状況を踏まえ、文部科学省、厚生労働省の合意の下、「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」を作成し、示したところですが、このたび、児童虐待の防止等に当たって、上記指針の運用を含めた、学校、教育委員会等における児童虐待の早期発見・早期対応、通告後の関係機関との連携等を図る上での留意点等について下記のとおり改めて取りまとめましたので、周知します。

なお、児童虐待の防止には良好な家庭環境が大切であるため、各教育委員会における生徒指導担当と家庭教育支援担当の連携等により、保護者への支援の一層の充実に努めていただくことについても併せて御留意ください。

貴職におかれては、これらの点を踏まえ、所管の学校又は域内の市区町村の教育委員会等に対し、学校等における児童虐待の防止等のための取組がより一層適切に推進されるよう、御指導をお願いします。

記

１　学校等における対応について

（１）児童虐待の早期発見（**「児童虐待の防止等に関する法律（平成１２年５月２４日法律第８２号。）」（以下「児童虐待防止法」とする。）第５条第１項関係**）

学校及び学校の教職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努める必要があることから、以下のことに留意して取り組むこと。

① 幼児児童生徒の心身の状況の把握について**（学校保健安全法第９条関係）**

児童虐待の早期発見の観点から、幼児児童生徒の心身の健康に関し健康相談を行うとともに、幼児児童生徒の健康状態の日常的な観察により、その心身の状況を適切に把握すること。

② 健康診断について**（学校保健安全法第１３条関係）**

健康診断においては、身体測定、内科検診や歯科検診を始めとする各種の検診や検査が行われることから、それらを通して身体的虐待及び保護者としての監護を著しく怠ること（いわゆるネグレクト）を早期に発見しやすい機会であることに留意すること。

（２）児童虐待への早期対応**（児童虐待防止法第６条第１項関係）**

児童虐待に係る通告について、児童虐待を受けたと思われる幼児児童生徒を発見した場合は、速やかに、これを市町村、児童相談所等に通告しなければならない。このため、児童虐待の疑いがある場合には、確証がないときであっても、早期対応の観点から通告を行うこと。

（３）通告後の関係機関との連携

① 定期的な情報提供について**（児童虐待防止法第１３条の３関係）**

児童虐待に係る通告を行った幼児児童生徒について、通告後に市町村又は児童相談所に対し、定期的な情報提供を行うときは、「学校等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について（通知）」（２１文科初第７７５号。平成２２年３月２４日。）を踏まえ、適切な運用に努めること。

② 緊急時の対応について**（児童虐待防止法第６条第１項関係）**

上記①に係る、定期的な情報提供を行っている場合であっても、学校等において、不自然な外傷、理由不明又は連絡のない欠席が続く、幼児児童生徒から虐待についての証言が得られた、帰宅を嫌がる、家庭環境の変化など、新たな児童虐待の兆候や状況の変化等を把握したときは、定期的な情報提供の期日を待つことなく、適宜適切に市町村又は児童相談所等に情報提供又は通告をすること。

２　教育委員会等の責務について

（１）関係機関との連携の強化**（児童虐待防止法第４条第１項関係）**

必要に応じて、児童相談所長会議等へ教育委員会担当者等が出席し、また、教育委員会等が主催する各種会議への児童相談所等関係機関からの参加、協力を求めるなどして、児童虐待の防止等のために関係機関間の連携の強化に努めること。

（２）教職員に対する研修の充実（**児童虐待防止法第４条第２項、同条第３項関係**）

学校の教職員が児童虐待の早期発見・早期対応等児童虐待の防止に寄与するとともに児童虐待を受けた幼児児童生徒の自立の支援等について適切に対応できるようにするため、研修等必要な措置を講ずる必要があることから、以下のことに留意して取り組むこと。

① 教職員用研修教材「児童虐待防止と学校」の活用について

学校等における児童虐待の防止等のための取組の一層の充実を図るため、平成２１年５月に文部科学省が作成、配付した教職員用研修教材「児童虐待防止と学校」（CD-ROM）が適切に活用されるよう、学校等における教職員を対象とする研修の充実を図ること。

② 関係機関と連携した研修の活用について

児童虐待問題等に対応する関係機関職員の研修を実施している「子どもの虹情報研修センター（日本虐待・思春期問題情報研修センター）」において、教育委員会指導主事等を対象に実施されている児童相談所職員との合同研修等を活用するなど、関係機関と連携した研修の充実を図ること。

（３）児童虐待の防止等のための調査研究及び検証（**児童虐待防止法第４条第５項関係**）

地方公共団体が行う、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例等の検証に参加・協力するなどして、学校の教職員が児童虐待の防止に果たすべき役割や必要な再発防止策等を明らかにするよう努めること。

また、地域の実情に応じて、学校の教職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究を実施すること。

３　要保護児童対策地域協議会への積極的参画について（**児童虐待防止法第５条第２項関係**）

要保護児童対策地域協議会（以下、「協議会」という。）は、平成１６年の「児童福祉法の一部を改正する法律」により法的位置付け等が定められ、平成１９年の「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」により、地方公共団体に対し設置が努力義務として課されるなど、児童虐待の防止等を図る上で重要な役割を担うものとなっている。

児童虐待の防止等のためには、関係機関が児童虐待を受けていると思われる児童に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要であり、学校及び学校の教職員は、児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する地方公共団体等の施策に協力する必要があることから、各学校、教育委員会等においては、協議会に積極的に参画するなどして、関係機関との一層の連携・協力を図り、児童虐待の防止等に努めること。

参考資料２

平成 26 年 12 月 26 日

児童虐待防止対策に関する副大臣等会議

児童虐待防止対策等について（抄）

〈速やかな実施に向けて取り組む主な対応策〉

妊娠期からの切れ目ない支援

③　支援が必要な家庭の情報を共有して支援につなぐ仕組み

◇　スクールソーシャルワーカー，スクールカウンセラー配置の充実

◇　進学・転学等の際の学校等の間の情報共有や，学校と児童相談所等関係機関の連携の促進，適切な通告の実施などについて改めて周知徹底

参考資料３

２２初児生第６５号
平成２３年３月４日

各都道府県教育委員会担当課長
各指定都市教育委員会担当課長　殿
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く各国立大学法人担当課長

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
磯谷　桂介

（印影印刷）

児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応に関する状況調査結果について（通知）

標記の調査について、この度、調査結果を別添のとおりとりまとめましたので、送付します。

児童虐待の防止等については、「児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応について」（平成２２年３月２４日付け２１文科初第７７７号文部科学大臣政務官通知）等において、児童虐待の早期発見・早期対応、通告後の関係機関との連携を図る上での留意点等について周知し、適切な対応をお願いしてきたところです。別添の調査結果では、児童虐待の防止等に関する内容を盛り込んだ教職員に対する研修の充実などについて、一層の取組が求められる状況が見られました。

ついては、各教育委員会等におかれましては、下記の事項に御留意の上、教育委員会における児童虐待の防止等のための取組の充実に努めるとともに、所管の学校又は域内の市区町村教育委員会等に対し、児童虐待の防止等のための取組がより一層適切に推進されるよう御指導をお願いします。

記

１　関係機関との連携の強化について

学校、教育委員会における児童虐待の防止等のためには、関係機関との連携が重要であることから、学校、教育委員会等は積極的に児童相談所や自治体福祉部局等が主催する会議へ参加したり、要保護児童対策地域協議会へ参画したりするとともに、児童虐待の防止や早期発見・早期対応のための必要な情報交換や知識の醸成などに努め、実質的な連携を図られたい。

２　教職員に対する研修について

学校の教職員が児童虐待の防止、早期発見・早期対応及び児童虐待を受けた児童生徒の支援等に適切に対応できるようにするため、教育委員会等は、法定研修や管理職、生徒指導担当教員に対する研修に児童虐待の防止等に関する内容を必ず盛り込む、所管の学校に対して児童虐待の防止等に関する校内研修の積極的な実施等を促す、児童虐待の防止等についての教職員用研修教材の活用を図るなどして、すべての教職員に児童虐待の防止等への適切な対応に必要な知識等を周知するよう必要な研修の充実を図られたい。

（本件連絡先）
文部科学省初等中等教育局
児童生徒課生徒指導第一係
電話番号　03-5253-4111（内線 3299）
03-6734-3299（直通）
e-mail　s-sidou1@mext.go.jp

児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応に関する状況調査結果概要

平成２３年３月
児 童 生 徒 課

１　調査の趣旨

「児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応について」（平成２２年３月２４日付け２１文科初第７７７号文部科学大臣政務官通知）に基づく、児童虐待防止等のための教育委員会等の取組状況を把握するため本調査を実施した。

※調査対象期間：平成２２年３月２４日から平成２３年３月３１日まで（同期間内の予定含む。）

２　調査結果

（１）関係機関との連携状況

①要保護児童対策地域協議会への出席状況

・指定都市教育委員会：１６か所（８８．９％）
・市区町村（指定都市を除く。以下同じ。）教育委員会：１，１９３か所（７５．０％）

注）カッコ内の割合は、平成 22 年 4 月 1 日現在、指定都市・市区町村教育委員会が構成員となっている要保護児童対策地域協議会数をもとに、指定都市教育委員会は 18 市、市区町村教育委員会は 1,591 市区町村で除して算出したもの。

なお、指定都市・市区町村教育委員会が出席していない要保護児童対策地域協議会の中には、学校に在籍していない子どものケースを扱っている場合、学校の担当者が出席している場合なども含まれうる。

②自治体福祉部局主催の会議・研修への出席状況

・都道府県教育委員会：４０か所（８５．１％）
・指定都市教育委員会：１３か所（６８．４％）
・市区町村教育委員会：１，１６１か所（６３．８％）

注）カッコ内の割合は、都道府県・指定都市・市区町村教育委員会の総数で除して算出しているが、総数には自治体福祉部局主催の会議・研修を実施していない自治体も含まれうる。

（２）教職員に対する児童虐待防止等に関する内容を盛り込んだ研修の実施状況

＜法定研修（初任者研修・１０年経験者研修）＞

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
都道府県教育委員会	３４ ７２．３％	３３ ７０．２％	３１ ６６．０％	３４ ７２．３％
指定都市教育委員会	１５ ７８．９％	１５ ７８．９％	９ ４７．４％	１１ ５７．９％

注）下段の割合は、都道府県・指定都市教育委員会数の総数で除して算出したもの。

＜校長研修＞

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
都道府県教育委員会	２６ ５９．１％	２５ ５６．８％	１８ ４０．９％	２０ ４５．５％
指定都市教育委員会	１４ １００．０％	１３ １００．０％	１１ １００．０％	１２ １００．０％

注）下段の割合は、平成 21 年度を対象に別途調査して把握した校長研修の実施自治体数で除して算出したもの。したがって、校長研修を実施した自治体数と、児童虐待の防止等に関する内容を盛り込んで研修を実施した自治体数とが必ずしも整合しないことから、割合が 100 %を越える場合は、100 %として表示した。

＜生徒指導担当教員に対する研修＞

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
都道府県教育委員会	２９ ８２．９％	３１ ７９．５％	２６ ６５．０％	２７ ７９．４％
指定都市教育委員会	１２ ８５．７％	１３ ８６．７％	６ ６０．０％	９ １００．０％

注）下段の割合は、平成 22 年度を対象に別途調査して把握した生徒指導担当教員に対する研修の実施自治体数で除して算出したもの。したがって、生徒指導担当教員に対する研修を実施した自治体数と、児童虐待の防止等に関する内容を盛り込んで研修を実施した自治体数とが必ずしも整合しないことから、割合が 100 %を越える場合は、100 %として表示した。

児童虐待防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応に関する状況調査結果について

文部科学省児童生徒課

〈調査結果概要〉

調査１　児童相談所等関係機関との連携の状況

貴機関は、a.～e.に掲げる、児童虐待防止等に関する会議又は研修に参加し（H22.3.24～H22.11.30）、または参加する予定がありますか（H22.12.1～H23.3.31）。

また、貴機関は、f.に掲げる、児童虐待防止等に関する会議又は研修を主催し（H22.3.24～H22.11.30）、または主催する予定がありますか（H22.12.1～H23.3.31）。

会議又は研修		都道府県教委		指定都市教委		市区町村教委		私立学校主管課		国立大学法人	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
a.	要保護児童対策地域協議会	25	—	16	88.9%	1,193	75.0%	2	—	4	—
b.	児童相談所主催の会議・研修	15	31.9%	13	68.4%	669	36.8%	1	2.1%	11	19.6%
c.	自治体福祉部局主催の会議・研修	40	85.1%	13	68.4%	1,161	63.8%	12	25.5%	8	14.3%
d.	貴機関以外の教育委員会主催の会議・研修	11	23.4%	8	42.1%	526	28.9%	6	12.8%	14	25.0%
e.	その他の機関が主催した会議・研修	18	38.3%	10	52.6%	439	24.1%	10	21.3%	10	17.9%
f.	貴機関主催の会議・研修	33	70.2%	14	73.7%	514	28.3%	4	8.5%	8	14.3%

注1)　a については、平成22年4月1日現在、市区町村教育委員会が構成員となっている要保護児童対策地域協議会数をもとに、指定都市委員会は18市、市区町村教育委員会は1,591市区町村で除して割合を算出した。なお、指定都市・市区町村教育委員会が出席していない要保護児童対策地域協議会の中には、学校に在籍していない子どものケースを扱っている場合、学校の担当者が出席している場合なども含まれうる。

注2)　b から f については、都道府県・市区町村教育委員会等の総数で除して割合を出しているが、総数には b から f の会議・研修が実施していない自治体も含まれうる。

調査２　教職員に対する研修の状況

１．教員及び養護教諭を対象とする研修

(1)　a.～i.に掲げる研修において、児童虐待の防止等に関する内容を盛り込んで実施し（H22.3.24～H22.11.30）、または実施する予定がありますか（H22.12.1～H23.3.31）。

また、j.に掲げる児童虐待の防止等に関する内容を盛り込んだ研修に参加し（H22.3.24～H22.11.30）、または参加する予定がありますか（H22.12.1～H23.3.31）。

研修			都道府県教委		指定都市教委		市区町村教委		私立学校主管課		国立大学法人	
			回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
初任者研修・10年経験者研修		小学校	34	72.3%	15	78.9%	—	—	—	—	—	—
		中学校	33	70.2%	15	78.9%	—	—	—	—	—	—
		高等学校	31	66.0%	9	47.4%	—	—	—	—	—	—
		特別支援学校	34	72.3%	11	57.9%	—	—	—	—	—	—
	a. 初任者研修	小学校	29	61.7%	14	73.7%	345	19.0%	1	2.1%	4	7.1%
		中学校	29	61.7%	14	73.7%	329	18.1%	1	2.1%	4	7.1%
		高等学校	28	59.6%	9	47.4%	7	0.4%	1	2.1%	3	5.4%
		特別支援学校	30	63.8%	11	57.9%	12	0.7%	1	2.1%	1	1.8%
	b. 10年経験者研修	小学校	29	61.7%	10	52.6%	143	7.9%	0	0.0%	6	10.7%
		中学校	29	61.7%	10	52.6%	133	7.3%	0	0.0%	5	8.9%
		高等学校	26	55.3%	8	42.1%	5	0.3%	0	0.0%	3	5.4%
		特別支援学校	26	55.3%	8	42.1%	5	0.3%	0	0.0%	3	5.4%
生徒指導担当教員に対する研修		小学校	29	82.9%	12	85.7%	—	—	—	—	—	—
		中学校	31	79.5%	13	86.7%	—	—	—	—	—	—
		高等学校	26	65.0%	6	60.0%	—	—	—	—	—	—
		特別支援学校	27	79.4%	9	100.0%	—	—	—	—	—	—
	c. 悉皆	小学校	15	—	10	—	588	32.3%	0	0.0%	4	7.1%
		中学校	16	—	12	—	607	33.4%	1	2.1%	7	12.5%
		高等学校	16	—	5	—	15	0.8%	2	4.3%	2	3.6%
		特別支援学校	15	—	8	—	22	1.2%	0	0.0%	4	7.1%
	d. 悉皆でないもの	小学校	23	—	6	—	207	11.4%	0	0.0%	4	7.1%
		中学校	24	—	7	—	204	11.2%	1	2.1%	6	10.7%
		高等学校	16	—	4	—	6	0.3%	1	2.1%	1	1.8%
		特別支援学校	21	—	6	—	10	0.5%	0	0.0%	2	3.6%
教頭研修		小学校	23	53.5%	11	64.7%	—	—	—	—	—	—
		中学校	23	53.5%	10	58.8%	—	—	—	—	—	—
		高等学校	17	39.5%	10	83.3%	—	—	—	—	—	—
		特別支援学校	18	41.9%	11	78.6%	—	—	—	—	—	—
	e. 悉皆	小学校	15	—	10	—	561	30.8%	1	2.1%	2	3.6%
		中学校	16	—	9	—	555	30.5%	1	2.1%	3	5.4%
		高等学校	12	—	9	—	27	1.5%	1	2.1%	1	1.8%
		特別支援学校	13	—	10	—	13	0.7%	1	2.1%	3	5.4%
	f. 悉皆でないもの	小学校	15	—	3	—	112	6.2%	0	0.0%	1	1.8%
		中学校	14	—	3	—	113	6.2%	0	0.0%	2	3.6%
		高等学校	10	—	3	—	1	0.1%	0	0.0%	1	1.8%
		特別支援学校	11	—	3	—	2	0.1%	0	0.0%	2	3.6%

研修		都道府県教委		指定都市教委		市区町村教委		私立学校主管課		国立大学法人	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
校長研修	小学校	26	59.1%	14	100.0%	—	—	—	—	—	—
	中学校	25	56.8%	13	100.0%	—	—	—	—	—	—
	高等学校	18	40.9%	11	100.0%	—	—	—	—	—	—
	特別支援学校	20	45.5%	12	100.0%	—	—	—	—	—	—
g. 悉皆	小学校	18	—	11	—	672	36.9%	0	0.0%	3	5.4%
	中学校	19	—	10	—	664	36.5%	1	2.1%	4	7.1%
	高等学校	14	—	8	—	34	1.9%	1	2.1%	1	1.8%
	特別支援学校	17	—	9	—	18	1.0%	0	0.0%	4	7.1%
h. 悉皆でないもの	小学校	13	—	4	—	121	6.7%	0	0.0%	0	0.0%
	中学校	13	—	4	—	123	6.8%	0	0.0%	3	5.4%
	高等学校	8	—	4	—	1	0.1%	0	0.0%	0	0.0%
	特別支援学校	11	—	4	—	1	0.1%	0	0.0%	2	3.6%
i. a.～h.を除く研修	小学校	37	78.7%	15	78.9%	364	20.0%	3	6.4%	5	8.9%
	中学校	35	74.5%	15	78.9%	342	18.8%	3	6.4%	1	1.8%
	高等学校	26	55.3%	10	52.6%	14	0.8%	3	6.4%	0	0.0%
	特別支援学校	30	63.8%	11	57.9%	18	1.0%	1	2.1%	2	3.6%
j. 他機関が主催する研修	小学校	17	36.2%	9	47.4%	419	23.0%	5	10.6%	8	14.3%
	中学校	17	36.2%	9	47.4%	404	22.2%	7	14.9%	11	19.6%
	高等学校	11	23.4%	8	42.1%	7	0.4%	10	21.3%	3	5.4%
	特別支援学校	9	19.1%	7	36.8%	9	0.5%	0	0.0%	5	8.9%

注1) 都道府県・指定都市教育委員会における「生徒指導担当教員に対する研修」については、平成22年度を対象に別途調査して把握した各研修の実施自治体数で除して割合を算出した。また、都道府県・指定都市教育委員会における「教頭研修」及び「校長研修」については、平成21年度を対象に別途調査して把握した各研修の実施自治体数で除して割合を算出した。
したがって、各研修を実施した自治体数と、児童虐待の防止等に関する内容を盛り込んで研修を実施した自治体数とが必ずしも整合しないことから、割合が100%を越える場合は、100%として表示した。

注2) 「生徒指導担当教員に対する研修」、「教頭研修」及び「校長研修」（都道府県・指定都市教育委員会が実施するものに限る。）以外については、都道府県・市区町村教育委員会等の総数で除して割合を算出しているが、都道府県・指定都市教育委員会における初任者研修及び１０年経験者研修以外は、研修を実施していない機関数も含まれうる。

(2) 小・中・高等・特別支援学校の教員及び養護教諭を対象とする研修を実施する際、平成２１年５月に文部科学省から配付した研修教材「児童虐待防止と学校」を活用し（H22.3.24～H22.11.30）、または活用する予定がありますか（H22.12.1～H23.3.31）。

研修	都道府県教委	指定都市教委	市区町村教委	私立学校主管課	国立大学法人
	研修数	研修数	研修数	研修数	研修数
初任者研修	14	0	159	0	3
10年経験者研修	8	0	56	0	6
生徒指導担当教員に対する研修	34	0	372	0	8
教頭研修	34	4	349	0	5
校長研修	34	0	336	0	5
上記以外の研修	27	8	140	0	3

２．教育機関と児童相談所の職員合同研修

平成22年度、子どもの虹情報研修センターで開催された「教育機関と児童相談所の職員合同研修」を、貴機関の職員及び所管の学校の教職員が活用しましたか。
また、平成23年度、子どもの虹情報研修センターで「教育機関と児童相談所の職員合同研修」が開催された場合に、貴機関の職員及び所管の学校の教職員が活用する予定ですか。

	都道府県教委		指定都市教委		市区町村教委		私立学校主管課		国立大学法人	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
平成22年度	3	6.4%	1	5.3%	18	1.0%	0	0.0%	1	1.8%
平成23年度（予定）	10	21.3%	5	26.3%	125	6.9%	1	2.1%	4	7.1%

注) 割合は、都道府県・市区町村教育委員会等の総数で除して算出した。

調査３　児童虐待防止等のための調査研究・検証の状況

貴機関は、地方公共団体が行う、児童虐待事例等の検証に参加又は協力し（H22.3.24～H22.11.30）、または参加又は協力する予定がありますか（H22.12.1～H23.3.31）。
また、貴機関は、児童虐待防止等のため、調査研究を行い（H22.3.24～H22.11.30）、または行う予定がありますか（H22.12.1～H23.3.31）。

	都道府県教委		指定都市教委		市区町村教委		私立学校主管課		国立大学法人	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
児童虐待事例等の検証への参加又は協力	25	53.2%	11	57.9%	1,055	58.0%	7	14.9%	11	19.6%
児童虐待防止等のための調査研究の実施	15	31.9%	5	26.3%	457	25.1%	0	0.0%	11	19.6%

注1) 「児童虐待事例等の検証」とは、児童虐待の防止等に関する法律第４条第５項に基づき行われる児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例等の検証をいう。

注2) 割合は、都道府県・市区町村教育委員会等の総数で除して算出した。なお、「児童虐待事例等の検証」を実施した自治体数は未把握であり、すべての自治体において検証が行われたかについては不明。

参考資料4

２３文科初第１７０７号
平成２４年３月２９日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長　殿

文部科学副大臣　森　ゆうこ

（印影印刷）

児童虐待に係る速やかな通告の一層の推進について

日頃より児童虐待防止に向けた取組について御尽力いただき、誠に感謝申し上げます。

さて、「児童虐待の防止等に関する政策評価の結果及び勧告について」（平成２４年１月３０日付け文科初第１４４８号）でお伝えしたとおり、総務大臣から文部科学大臣に対し、児童虐待の早期発見に係る取組の推進等に係る勧告がなされたところです。総務省は、政策評価の過程において、小・中学校の児童相談所等に対する通告状況に関する調査、小・中学校の担当者の児童虐待の防止等に関する意識調査等を実施しています。これらの調査の結果（別紙１及び別紙２参照）を踏まえ、児童虐待に係る速やかな通告を一層推進する上で留意すべき事項を下記のとおり整理しましたので、関係各位におかれましては、これを参考として、児童虐待に係る速やかな通告について、教職員に対する研修等における周知徹底を図っていただきますとともに、所管の学校又は域内の市区町村教育委員会等に対して周知いただきますよう、よろしくお願いします。

記

【児童虐待に係る速やかな通告を一層推進するための留意事項】

１．一般的な主観により児童虐待が認められるであろうという場合は通告義務が生じること

総務省の調査の結果、別紙１のとおり、速やかな通告がなされなかったことについて、「児童虐待の確証がない」、「継続的な児童虐待の事実が認められなかった」、「児童が虐待者をかばう状態にあった」といった、児童虐待の確証を得る程度までに情報を収集できなかったことを理由とする事例が最も多くなっている。また、別紙２のとおり、小・中学校の担当者が勤務する学校において児童虐待に係る相談や情報提供について「抵抗がない」と感じる旨の回答が約７割にとどまる一方、「抵抗がある」と感じる旨の回答

が約１５％あり、その理由として、「学校は、校内で事実を把握し、誤報の可能性がなくなってから、通告すべきだとの考えであ」ることが最も多く挙げられている。

このため、児童虐待防止法の規定により「虐待の事実が必ずしも明らかでなくとも、一般の人の目から見れば主観的に児童虐待があったと思うであろうという場合であれば、通告義務が生じること」、また、「こうした通告については、法の趣旨に基づくものであれば、それが結果として誤りであったとしても、そのことによって刑事上、民事上の責任を問われることは基本的には想定されないものと考えられる」こと（別紙３参照）について、教職員の認識が必ずしも十分でないとみられることから、この点について、一層の周知を図る必要がある。

２．児童虐待に係る保護者等への対応は市町村の児童福祉担当部署や児童相談所と連携して行うべきこと

速やかな通告がなされなかったことについて、別紙１のとおり、「児童虐待の状態が解消される見込みであった」、「地域でのサポートが効果的と考えた」、（今後の対応上）「児童の心理状態を考慮した」といった、学校が、児童虐待を受けたと思われる児童生徒及びその保護者等に対応するうちに、通告する必要がないなどと考えたことを理由とする事例も多くなっている。学校生活等に課題等を抱える児童生徒を教育の観点から支援するため、学校が本人や家庭に働きかけることは当然であるが、児童虐待と思われる場合は、速やかに通告する法的義務が生じるため、学校は、速やかに通告するとともに、学校だけで状況判断して対応するのではなく、市町村の児童福祉担当部署や児童相談所と連携して、保護者等への対応を図る必要があることについて、教職員に対して、一層の周知を図る必要がある。

３．保護者との関係悪化を懸念して通告をためらわないこと

児童虐待に係る通告をすれば、学校が保護者等に対応する必要がなくなるものではなく、通告後も、児童相談所等と連携して、継続的な対応に努める必要があることはもちろんである。一方、別紙２のとおり、小・中学校担当者が、勤務する学校において児童虐待に係る相談や情報提供について「抵抗がある」と感じる理由として、「学校は、保護者との関係が悪化することを恐れる傾向にある」ことが多く挙げられている。このため、上記２のとおり、児童虐待に係る保護者等への対応は児童相談所等と連携して行うべきであって、学校は、保護者との関係悪化を懸念して通告をためらってはならないことについて、教職員に対して、一層の周知を図る必要がある。

また、児童生徒が気になる状態ではあるが、市町村の児童福祉担当部署や児童相談所への通告がためらわれる場合などにおいて、教育委員会を通じて市町村の児童福祉担当部署に対し、児童生徒等が抱える課題に関して学校が気づいた点等について早期に相談し、要保護児童対策地域協議会（要対協）等に登録して地域の幅広い関係機関とともに事例を検討することは重要な対応方策の一つである。この点についても、教職員に対して、一層の周知を図る必要がある。

４．児童生徒と保護者の双方の支援に資する通告の意義を改めて認識すること

児童虐待に係る通告に対する抵抗感に関して、保護者と児童生徒の利害対立として児童虐待をとらえる見方があるとすればそれは誤りであること、児童虐待は家族全体としての問題であって、これに係る通告は保護者と児童生徒の双方を支援する意義を有する行為であることを改めて認識すべきことについて、教職員に対して、一層の周知を図る必要がある。

５．児童虐待を疑うきっかけを見逃さず、また、校内の連携を図ること

別紙２のとおり、意識調査において、小・中学校担当者が、特に多いと思う児童虐待を疑うきっかけが挙げられている。また、平成２１年５月に文部科学省が作成、配布した教職員用研修教材「児童虐待防止と学校」において、学校が児童虐待の疑いを持ってから通告までの流れを示した上で、児童虐待を疑うポイントが挙げられている（別紙４参照）。さらに、平成１９年１０月に文部科学省が作成、配布した「養護教諭のための児童虐待対応の手引」において、健康診断や保健室等での児童生徒への対応における児童虐待の早期発見の機会と視点とともに、教職員が一人で抱え込まず、管理職を始め、養護教諭、学校医・学校歯科医等を含めた校内連携を図る必要性等について述べられている（別紙５参照）。加えて、家庭環境等が児童虐待の発生に及ぼす影響に留意する必要がある。

これらを踏まえ、学校は、重篤な結果につながるおそれがあることを念頭において、迅速かつ組織的に対応する必要がある。このため、学校及び教育委員会は、管理職を始め教職員に対する児童虐待の早期発見、地域と連携した対応等について、児童相談所職員を講師に迎えるなどして研修等を積極的に実施するとともに、児童虐待の早期発見、早期対応に一層努める必要がある。

（本件連絡先）
文部科学省
初等中等教育局児童生徒課生徒指導第一係
電話番号　03-5253-4111（内線3299）
03-6734-3299（直通）
e-mail　s-sidou1@mext.go.jp

別紙１

総務省による小・中学校の通告状況に関する調査の概要

１　調査の概要

総務省が、全国２１区市の４２小・中学校を抽出して、平成１９～２１年度に、児童相談所又は市区町村児童虐待防止等担当課に対する児童虐待に係る通告をした事例及び通告するか判断に迷った結果、通告しなかった事例について、それぞれ直近５事例の内容等を尋ねたもの。

調査の結果、通告しなかった事例は６小・中学校で１５件あった。また、通告した２０９事例のうち詳細を把握した７５事例中、虐待の認識時期から通告までに１か月以上の期間があったことをもって総務省が「長期間を要した」と整理したものは６小・中学校で７件あった。

２　児童虐待のおそれを認識したが通告するかどうか判断に迷った結果、通告しなかった事例

通告しなかった理由の分類（総務省）	件数	事　例　の　例	総務省の評価
児童虐待の確証がないため	7	保護者からの暴力の疑いがあったが、暴力の確証が得られなかったため通告しなかった。	継続的な暴力がなくとも、虐待のおそれをを認識した際に、速やかに通告すべき事例である。
児童虐待の状態が解消される見込みであったため	5	保護者からの暴力や子どもの食事等が不十分な状況が見られたが、保護者に警告したところ状況がやや改善されたため、地域で見守ることとして通告しなかった。	身体的虐待、心理的虐待、ネグレクトのおそれがあり、速やかに通告すべき事例である。
継続的な児童虐待の事実が認められなかったため	2	保護者が子どもに家事をさせたり妹の面倒を見させて学校を休ませることなどがあったが、それほど欠席が続くこともなかったため、通告しなかった。	ネグレクトのおそれがあり、速やかに通告すべき事例である。
地域でのサポートが効果的と考えたため	1	保護者に軽度の知的障害があり、子どもの世話等が不十分な状況が見られたが、通告よりも地域でのサポートが効果的と考えたため、通告しなかった。	ネグレクトのおそれがあり、速やかに通告し、児童相談所等のサポートを受けるべき事例である。
計	１５	—	—

３　児童虐待のおそれを認識してから通告までに長期間（１か月以上）要した事例

長期間要した理由の分類（総務省）	件数	通告までに要した期間	事　例　の　例	総務省の評価
児童虐待の確証がないため	3	・３～４月 ・約１年 ・約１年４月	子どもの食事等が不十分な状況が見られ、不登校であったため、学級担任等が家庭訪問を繰り返すなど見守りを続けた結果、通告まで長期間を要した。	ネグレクトのおそれがあり、速やかに通告すべき事例である。
児童の心理状態を考慮したため	1	１～２月	保護者からの暴力等が見られたが、保護者が今後は暴力をふるわないと話したため、通告により子どもが心理的に傷つくおそれを考え、見守りを続けた結果、通告まで長期間を要した。	虐待のおそれを認識した際に、速やかに通告すべき事例である。
児童が虐待者をかばう状況が続いたため	1	約３か月	子どもの顔に傷があることがあったが、子どもが「転んだ」等と言って保護者をかばうことが続いたため、通告まで長期間を要した。	虐待のおそれを認識した際に、速やかに通告すべき事例である。
—（通告しなかった事例から移替え）	2	・約２月 ・３～４月	子どもの食事等が不十分な状況が見られ、不登校のため、教員が家庭訪問を繰り返したもの。	—（再確認の結果、通告していたことが判明したもの）
計	7	—	—	—

別紙２

総務省による児童虐待の防止等に関する意識調査の概要

１　調査の概要

総務省が、平成２２年８～９月、全国２６都・市の小・中学校の校長、教頭、主任、その他の教員、養護教諭、スクールカウンセラー等の担当者に対して、児童虐待の防止に関する意識等についてアンケート調査を実施したもの。

２　児童虐待又はそのおそれを発見した場合の情報提供に対する抵抗感の有無

勤務先の学校において児童虐待又はそのおそれを発見した場合、速やかに児童相談所や市区町村児童虐待対応担当課に相談、情報提供することに対して、抵抗があると感じるか尋ねると、「抵抗がないと感じる」及び「どちらかといえば抵抗がないと感じる」が計71.7%に対し、「抵抗があると感じる」及び「どちらかといえば抵抗があると感じる」が計15.1%等となっている。

問2-2 あなたの学校においては、児童虐待又は児童虐待のおそれを発見した場合に、速やかに児童相談所や市区町村児童虐待対応の担当課に相談、情報提供することに対して、抵抗があると感じますか。
当てはまる選択肢を一つお選びください。

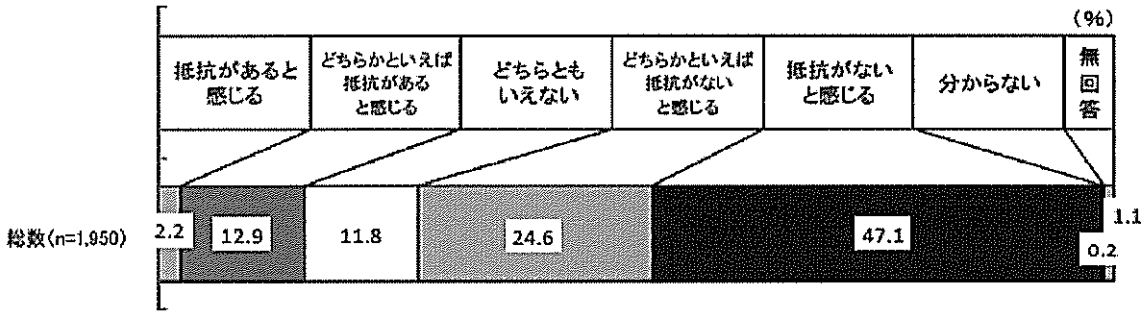

３　情報提供等に抵抗がある理由

上記２において「抵抗があると感じる」又は「どちらかといえば抵抗があると感じる」と回答した担当者に、そう思う理由を尋ねると、「学校は、校内で事実を把握し、誤報の可能性がなくなってから、通告すべきだとの考えであり、その前段階での相談、情報提供は控える傾向にあるから」が73.4%と最も多く、次いで「学校は、保護者との関係が悪化することを恐れる傾向にあるから」が57.7%等となっている。

（問2-2で、「抵抗があると感じる」又は「どちらかといえば抵抗があると感じる」と回答された方に）
問2-3 あなたは、なぜそのように思ったのですか。特に当てはまると思う選択肢を二つまでお選びください。

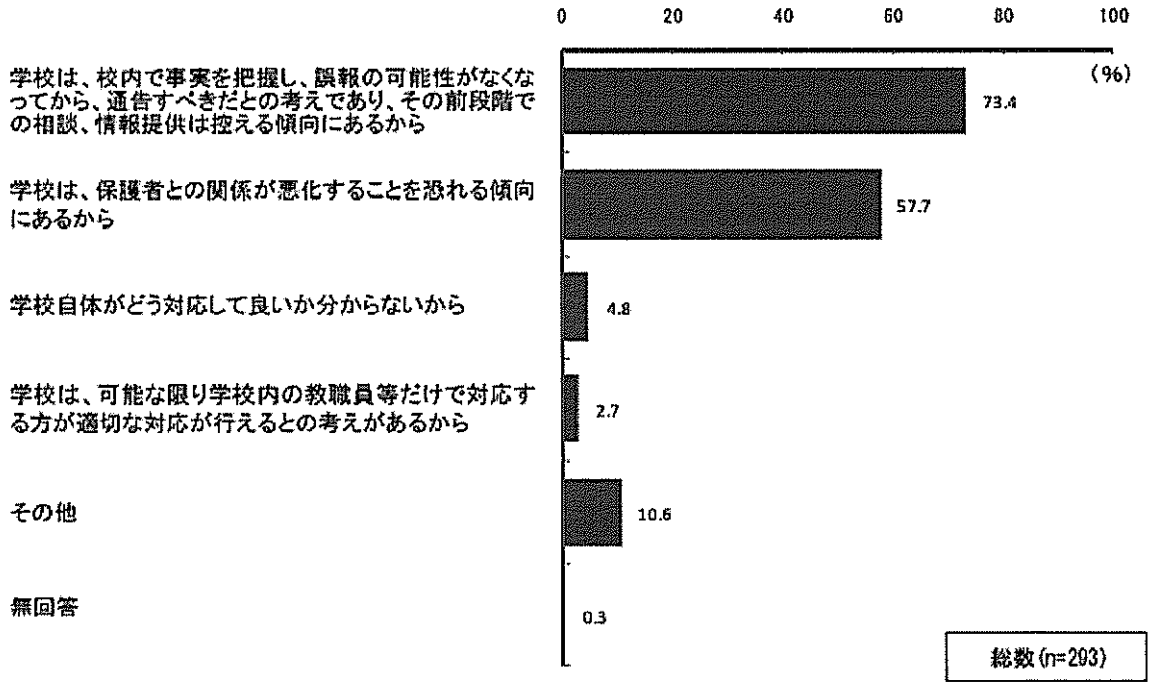

4　児童虐待を疑うきっかけ（複数回答）

小・中学校担当者に、児童虐待を疑うきっかけは何が多いと思うか尋ねると、「不自然なケガがある、他の子どもと比較して身長が極端に低い又は大幅な体重減少があった、衣服が汚れている等の子どもの身体的様子」が88.5％と最も多く、次いで「表情が乏しい、触られること、近づかれることをひどく嫌がる、乱暴な言葉遣い、粗暴、拒食、過食等の子どもの言動」が53.8％等となっている。

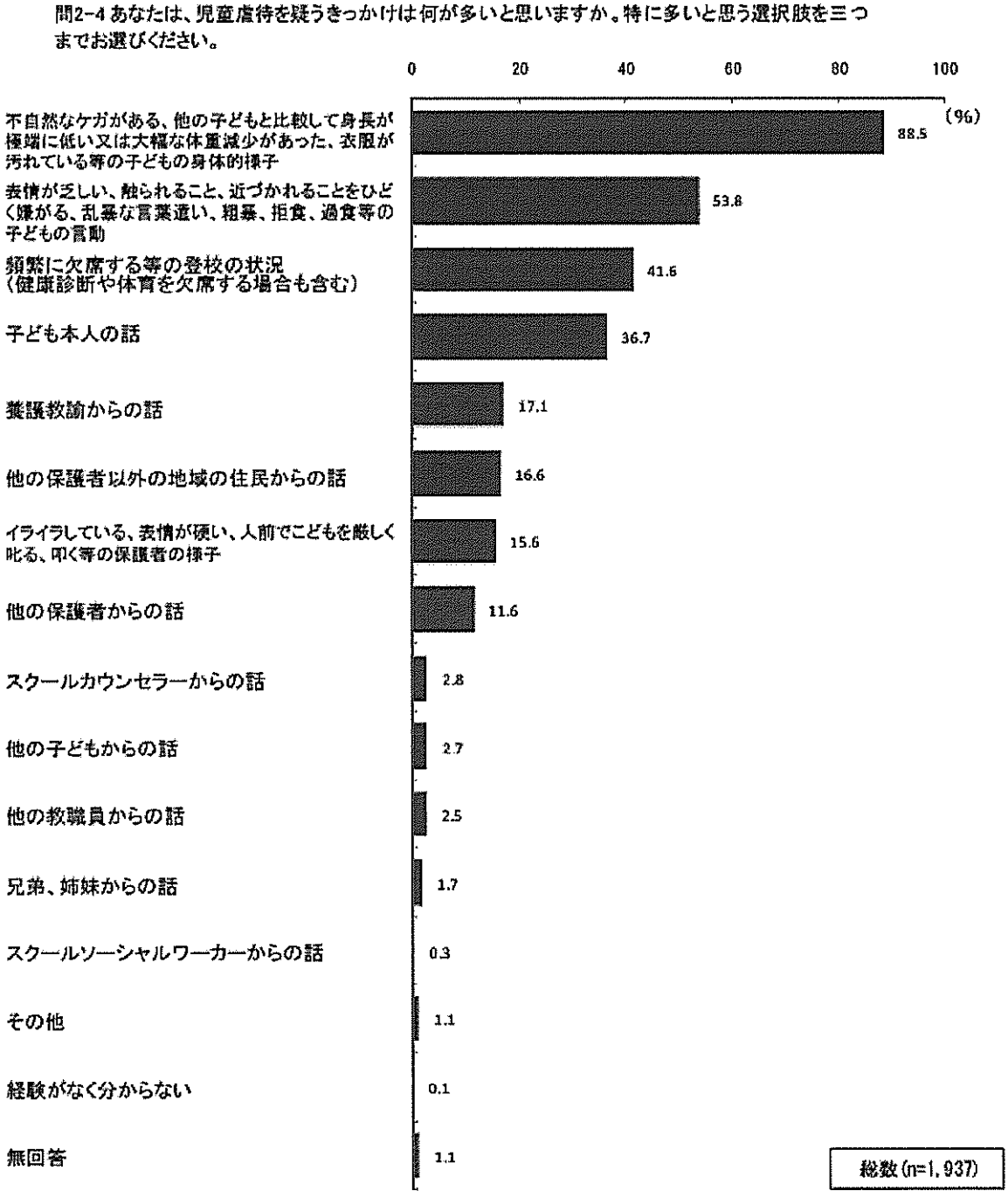

別紙３

児童虐待に係る通告の対象が拡大された際の児童虐待防止法一部改正に関する所管官庁による施行通知の関係部分抜粋

５　児童虐待に係る通告（法第６条関係）

児童虐待の早期発見を図るためには、広く通告が行われることが望ましい。しかし、現行の通告の対象は「児童虐待を受けた児童」とされており、基本的には、児童が虐待を受けているところを通告者が目の前で見た、あるいは児童の体に虐待によるあざや傷があるのを見たといった児童虐待が行われていることが明白な場合が想定されていた。

このため通告の対象が「児童虐待を受けた児童」から「児童虐待を受けたと思われる児童」に拡大された。これにより虐待の事実が必ずしも明らかでなくても、一般の人の目から見れば主観的に児童虐待があったと思うであろうという場合であれば、通告義務が生じることとなり、児童虐待の防止に資することが期待されるところである。

なお、こうした通告については、法の趣旨に基づくものであれば、それが結果として誤りであったとしても、そのことによって刑事上、民事上の責任を問われることは基本的には想定されないものと考えられる。

（注：下線は、抜粋者による。）

「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」の施行について（平成１６年８月１３日付け雇児発第 0813002 号各都道府県知事・各指定都市市長あて厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）より

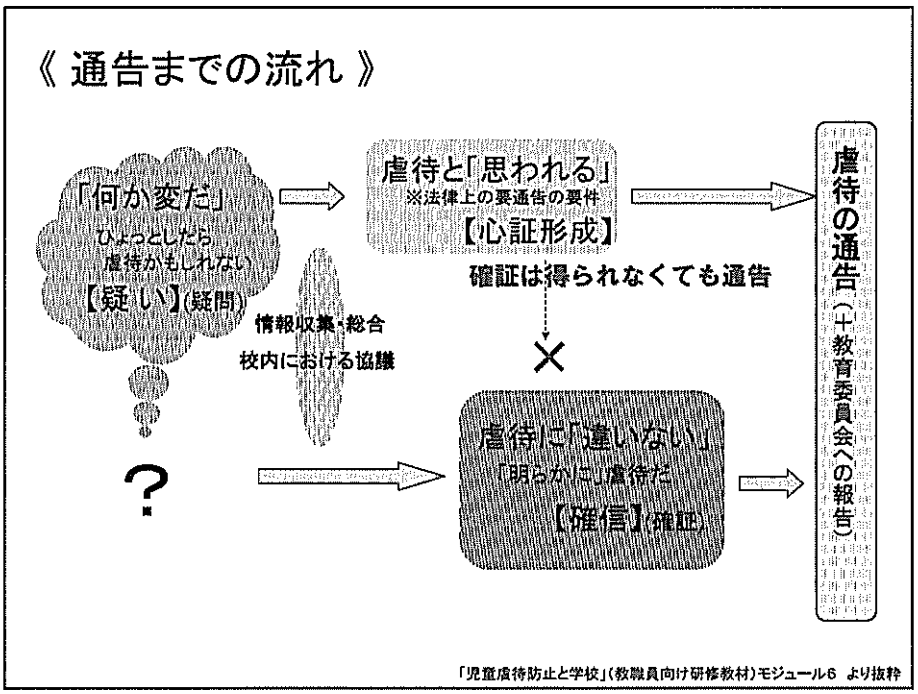
《 通告までの流れ 》
「何か変だ」
ひょっとしたら
虐待かもしれない
【疑い】(疑問)
?
情報収集・総合
校内における協議
虐待と「思われる」
※法律上の要通告の要件
【心証形成】
確証は得られなくても通告
×
虐待に「違いない」
「明らかに」虐待だ
【確信】(確証)
虐待の通告
（＋教育委員会への報告）
「児童虐待防止と学校」(教職員向け研修教材)モジュール6 より抜粋

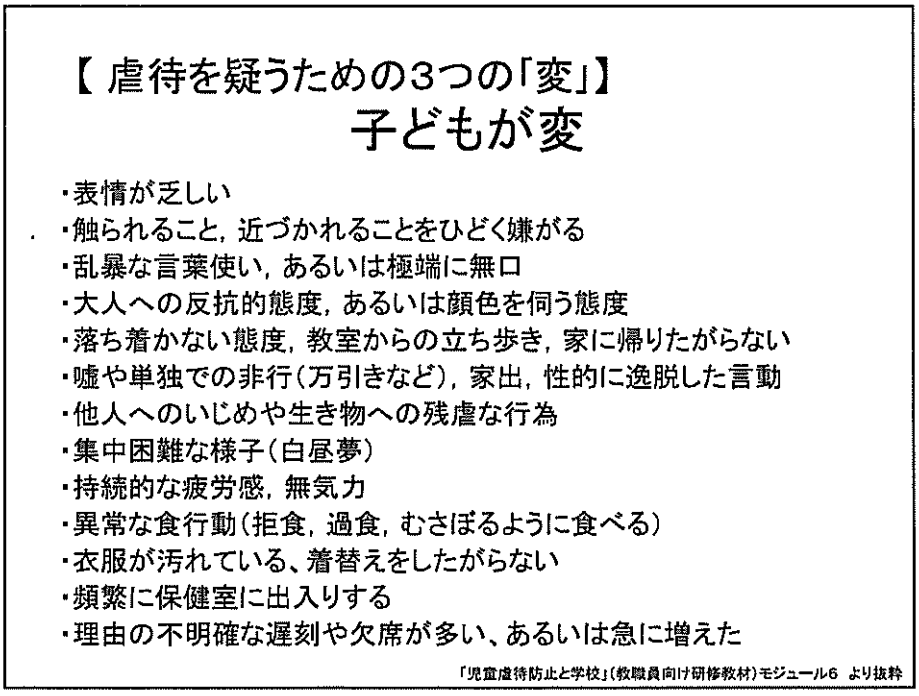
【 虐待を疑うための3つの「変」】
子どもが変
・表情が乏しい
・触られること，近づかれることをひどく嫌がる
・乱暴な言葉使い，あるいは極端に無口
・大人への反抗的態度，あるいは顔色を伺う態度
・落ち着かない態度，教室からの立ち歩き，家に帰りたがらない
・嘘や単独での非行(万引きなど)，家出，性的に逸脱した言動
・他人へのいじめや生き物への残虐な行為
・集中困難な様子(白昼夢)
・持続的な疲労感，無気力
・異常な食行動(拒食，過食，むさぼるように食べる)
・衣服が汚れている、着替えをしたがらない
・頻繁に保健室に出入りする
・理由の不明確な遅刻や欠席が多い、あるいは急に増えた
「児童虐待防止と学校」(教職員向け研修教材)モジュール6 より抜粋

「児童虐待防止と学校」
（教職員向け研修教材）
6 疑いから通告へ（学校でできること①）

別紙4

【 虐待を疑うための3つの「変」】
保護者が変

・感情や態度が変化しやすい、イライラしている、余裕がないように見える
・表情が硬い、話しかけてものってこない
・子どもへの近づき方、距離感が不自然
・子どもの普段の様子を具体的に語らない
・人前で子どもを厳しく叱る、叩く
・弁当を持たせない、コンビニ物で済ませる
・連絡が取りにくい
・家庭訪問、懇談などのキャンセルが多い、行事に参加しない
・「キレた」ような抗議をしてくる
・家の様子が見えない

「児童虐待防止と学校」（教職員向け研修教材）モジュール6 より抜粋

【 虐待を疑うための3つの「変」】
状況が変

・説明できない不自然なケガ、繰り返すケガ
・体育や身体計測のときにはよく欠席する
・低身長や体重減少
・親子で居るときに子どもが示す親を伺う態度や表情の乏しさ、親がいなくなると急に表情が晴れやかになる
・子どもが熱を出したり、具合が悪くなったりして保護者に連絡 しても、緊急性を感じていないそぶりが伺える
・その家庭に対する近隣からの苦情や悪い噂が多い

「児童虐待防止と学校」（教職員向け研修教材）モジュール6 より抜粋

第3章 児童虐待の早期発見・早期対応

1 保健室等における児童虐待の早期発見の機会と視点

養護教諭の職務の特質から、児童虐待の早期発見の機会と視点について次に述べる。

(1)健康診断

学校における健康診断は、定期健康診断、臨時の健康診断、就学時の健康診断がある。健康診断は、医学的見地から個人及び集団の健康状態を把握するとともに、保健管理や保健指導等を通して個人及び集団の健康課題の解決に役立てることである。健康診断は、身体測定、内科検診や歯科検診をはじめとする各種の検診や検査が行われることから、それらを通して虐待を発見しやすい機会である。下記に健康診断時における早期発見の視点について示す。(これらの症状や行動があるからといって必ずしも虐待があるとは限らないことに留意する。)

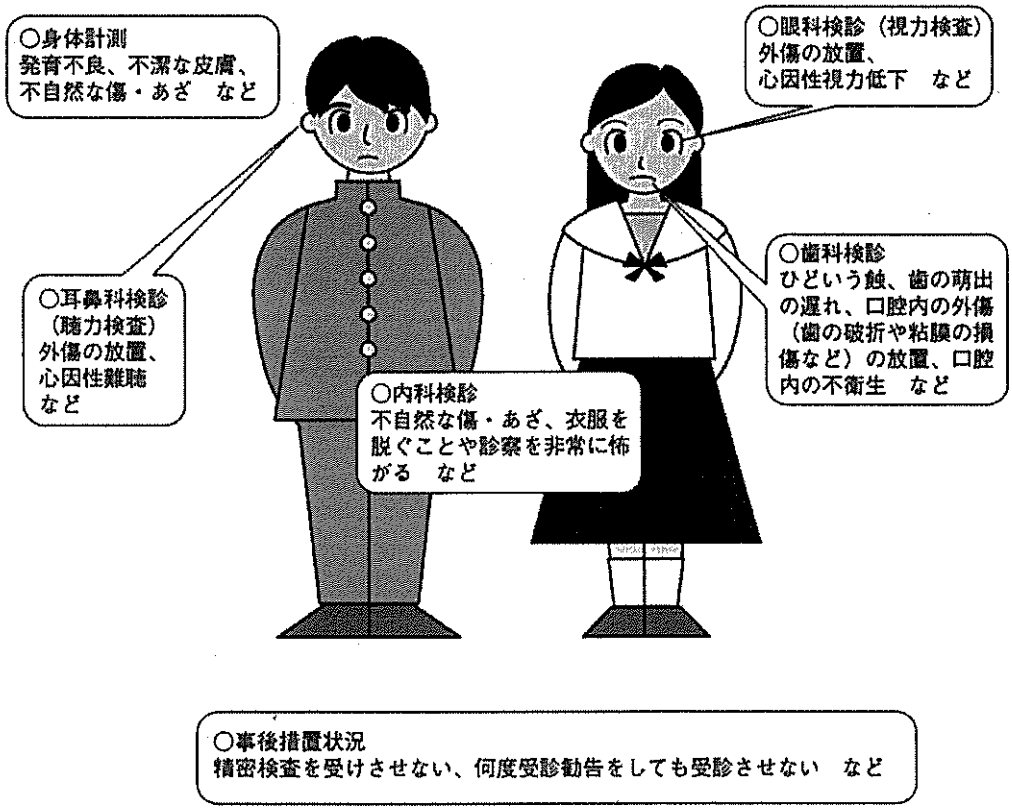

図―7　健康診断における早期発見の視点

(2) 保健室等での子どもへの対応

養護教諭が行う救急処置や健康相談活動（担任、保護者、関係者との連携を含む）など、保健室等での子どもへの対応における虐待の早期発見の視点について、下記に示す。

しかし、先に述べたように、このような症状や行動が見られるからといって必ずしも虐待があるとは限らないこと、虐待の種類の区分についてもこれに限るものではなく他の虐待においても共通に見られるものが多いことに留意する。子どもの訴えに耳を傾け、子どもが発するサインを見逃さないようにするとともに、情報を総合的に評価して「虐待の疑い」の早期発見に努めることが大切である。

① 身体的虐待

（第３章－２身体的虐待の早期発見の視点とその対応　参照）

- 不自然な外傷
  - ・殴られ、蹴られ、つねられた跡など新旧の混ざった内出血跡
  - ・身体各部の不自然な骨折
  - ・服で隠れている部位の外傷
  - ・たばこの火を押し付けた火傷跡、熱湯の火傷跡　など
- 受傷原因の説明があいまい
- 家庭でのけがで来室する　など

② ネグレクト

- 衣服が季節に適していない
- 衣服や下着が不潔で臭う
- 体が汚れている（入浴していない）
- 急激な体重減少
- 不登校
- 無断欠席、遅刻が多く、理由がはっきりしない
- けがの状態が学校で処置をしたときのまま
- 治療が必要と思われる状態でも、保護者が受診させようとしない
- 空腹を訴える、異常な食欲（朝食の欠食など、家庭での食事が不十分）
- 家庭訪問をすると、家の中が極端に散らかっており、不衛生である　など

③ 性的虐待

（第３章－３　性的虐待の理解とその対応　参照）

- 性感染症
- 妊娠や人工妊娠中絶
- 他の人との身体接触を異常に怖がる又は好む
- 年齢にそぐわない性的発言

- 性情報に対し、異常と思える程の関心又は極端な嫌悪を示す
- 性的虐待を他の人の話として話す、絵画や作文などに性的関係を暗示させるようなものが見られる　など

④　心理的虐待

- 摂食障害が見られる
- リストカットなどの自傷行為が見られる
- 表情がいつも暗い　など

⑤　その他

- 頻回にわたる保健室来室
- 頭痛、腹痛、倦怠感などの不定愁訴を繰り返す
- 子どもの不自然な言動
- 仲の良い友だちからの虐待の情報
- 暗いところを怖がる
- 便や尿の失敗が頻回にある
- カッとなりやすい、暴力を振るう、他の子どもとのトラブルが多い（弱い者いじめをするなど）
- 家に帰りたがらない
- 不安で落ち着きがない様子が見られる
- 家庭の話をしたがらない（保護者の話題になると話をそらす　など）
- 教職員に対して反抗的な態度をとる
- 教職員に異常なほど甘える
- 兄弟姉妹間で保護者等に差別扱いされている　など

④　校内における児童虐待対応の流れ（例）

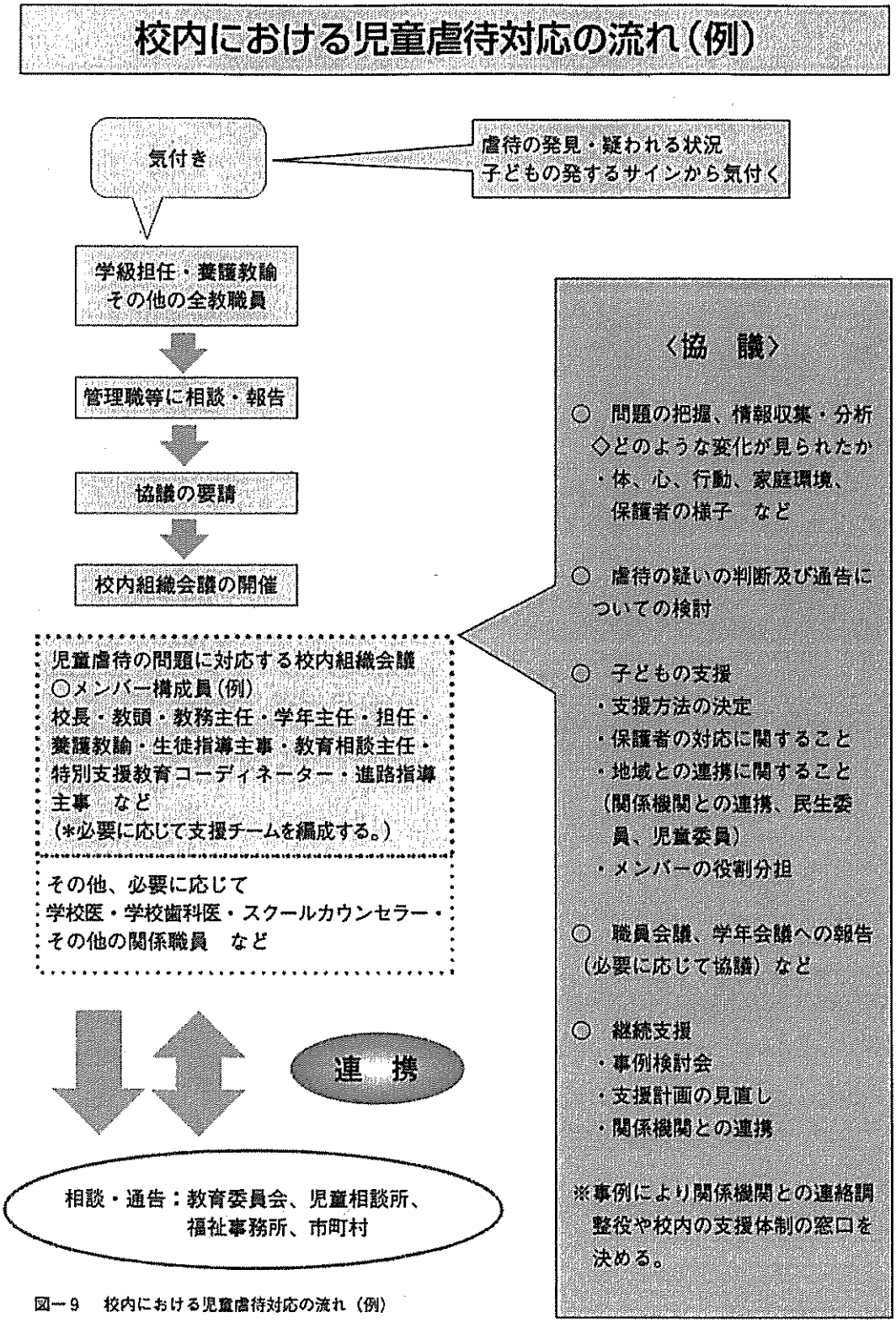

図－9　校内における児童虐待対応の流れ（例）

２８文科生第２７７号
平成２８年６月２０日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人の長
独立行政法人青少年教育振興機構理事長
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第１２条第　　殿
１項の認定を受けた各地方公共団体の長
各国公私立大学長
各公私立短期大学長
各国公私立高等専門学校長

文部科学省生涯学習政策局長
有松育子
（印影印刷）

文部科学省初等中等教育局長
小松親次郎
（印影印刷）

文部科学省高等教育局長
常盤豊
（印影印刷）

児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について（通知）

「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号。以下「改正法」という。）が平成28年６月３日をもって公布されました。

改正法の制定の内容は記１及び別添１のとおりですので、貴職（国公私立大学長、

公私立短期大学長、国公私立高等専門学校長を除く。以下同じ。）におかれては今回の改正法について十分了知されるとともに、管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）をはじめ、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底をお願いします。

貴職におかれては記２の事項について改めて確認いただくとともに、学校等における児童虐待防止対策に係る対応がより一層適切に行われるよう、御指導をお願いします。

また、国公私立大学長・公私立短期大学長、国公私立高等専門学校長におかれては、18歳以上の者に対する支援の継続等（記１（３））の事項について確認の上、適切な対応に努めていただくようお願いします。

なお、改正法のうち、平成28年10月１日及び平成29年４月１日施行の改正事項については、必要な政省令を今後制定し、その具体的な内容について別途通知する予定です。

このことについて、都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会にあっては所管の学校（専修学校及び各種学校を含む。）等及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校（私立専修学校及び私立各種学校を含む。）に対して、附属学校を置く各国立大学にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第１項の認定を受けた地方公共団体の長にあっては認可した学校に対して、周知を図るよう、特段の御配慮をお願いします。

記

１．改正法の内容について

（１）学校等から児童相談所への情報提供（児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「虐待防止法」という。）第13条の４関係）（平成28年10月１日施行）

これまで、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長（以下「児童相談所長等」という。）から児童虐待の防止等に関する資料等の提供を求められたときは、教育委員会・公立学校を含む地方公共団体の機関のみが当該資料等を提供することができることとされていたところ、新たに国立・私立の学校等が当該資料等を提供することができることとされたところである。今回の改正により、病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に関係する機関及び医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、児童相談所長等から児童虐待の防止等に関する資料等の提供を求められたときは、当該資料等を提供することができることとされた（虐待防止法第13条の４）。これにより、学校を含むこれらの機関等は、原則として、刑法の秘密漏示罪の規定や個人情報保護法その他の守秘義務に関する法律の規定に違反することなく、児童虐待に係る情報を提供できることとなるため、児童相談所長等から求めがあった際は適切に対応すること。

なお、専修学校、各種学校、民間教育施設及び青少年教育施設は「その他児童の医療、福祉又は教育に関係する機関」に含まれ、学校歯科医師、専修学校及び各種学校の教職員、民間教育施設の従業者及び青少年教育施設の従業者は「その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者」に含まれる。

（２）支援を要する妊婦等に関する情報提供（児童福祉法（昭和22年法律第164号）

第21条の10の５第１項、同条第２項関係）（平成28年10月１日施行）

児童福祉法第６条の３第５項に規定する要支援児童等（支援を要する妊婦、児童及びその保護者）と思われる者を把握した病院、診療所、児童福祉施設、学校（専修学校及び各種学校を含む。）その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関及び医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校（専修学校及び各種学校を含む。）の教職員その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、当該者の情報を市町村に情報提供するよう努めることとすること。

また、刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、こうした情報提供を妨げるものと解釈してはならない。

なお、歯科医師のうち学校歯科医師についても、児童虐待の早期発見において重要な役割を果たしており、「その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者」に含まれる。

（３）18歳以上の者に対する支援の継続（児童福祉法第33条第６項、同条第８項、同法第31条第４項及び同法第25条の２並びに虐待防止法第16条）、自立援助ホームの対象者の拡大（児童福祉法第６条の３第１項、第33条の６及び第50条第７号の３）（平成29年４月１日施行）

児童福祉法においては、児童の範囲が18歳未満の者となっているところ、当該「児童」の年齢を超えた場合においても、自立のための支援が必要に応じて継続されることが不可欠である。このため、今回の改正により、18歳以上20歳未満の者のうち、施設入所等の措置等が採られている者について、必要な支援が継続できるようにすることとされた。

また、児童の自立を図る観点から、児童自立生活援助事業によって、児童養護施設等を退所した20歳未満の児童等であって就職や就学をするものに対して、共同生活を営むべき住居（以下「自立援助ホーム」という。）において日常生活上の援助や就業の支援等が行われているところ、自立援助ホームで生活している者のうち、就学している者については、就労している者とは異なり、一定程度の収入を得ることが難しく、20歳到達時に退所させると学業の継続に悪影響を及ぼすことが考えられる。このため、今回の改正により、20歳に達する前から入所している者のうち、大学等で修学中のものについては、大学を卒業する時点まで援助することが可能となるよう、22歳の年度末まで入所できることとされた。

大学等の教職員においては、学生等から相談を受ける場合等に、以上の点に留意すること。

２．児童虐待防止対策に係る対応について

（１）児童虐待の早期発見（虐待防止法第５条第１項関係）

学校及び学校の教職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努める必要があることから、以下のことに留意して取り組むこと。

① 幼児児童生徒の心身の状況の把握について（学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第９条関係）

児童虐待の早期発見の観点から、幼児児童生徒の心身の健康に関し健康相談を行うとともに、幼児児童生徒の健康状態の日常的な観察により、その心身の状況を適切に把握すること。

② 健康診断について（学校保健安全法第13条関係）

健康診断においては、身体測定、内科検診や歯科検診を始めとする各種の検診や検査が行われることから、それらを通して身体的虐待及び保護者としての監護を著しく怠ること（いわゆるネグレクト）を早期に発見しやすい機会であることに留意すること。

（２）児童虐待への早期対応（虐待防止法第６条第１項関係）

児童虐待に係る通告について、児童虐待を受けたと思われる幼児児童生徒を発見した場合は、速やかに、これを市町村、児童相談所等に通告しなければならないこと。

この際、虐待の事実が必ずしも明らかでなくとも一般の人の目から見れば主観的に児童虐待が疑われる場合は通告義務が生じることや、法の趣旨に基づくものであれば、その通告が結果として誤りであったとしても、そのことによって刑事上、民事上の責任を問われることは基本的には想定されないこと、また、保護者との関係悪化を懸念して通告をためらわないこと等を改めて学校に周知すること。

（３）関係機関との連携の強化（虐待防止法第４条第１項、第５条第２項関係）

学校、教育委員会等においては、要保護児童対策地域協議会に積極的に参画するなどして、関係機関との一層の連携・協力を図り、児童虐待の防止等に努めること。また、児童相談所長会議等へ教育委員会担当者等が出席したり、教育委員会等が主催する各種会議への児童相談所等関係機関からの参加、協力を求めたりするなどして、児童虐待の防止等のために関係機関間の連携の強化に努めること。

（４）学校等から児童相談所への情報提供（再掲）

① 定期的な情報提供について（虐待防止法第13条の４関係）

児童虐待に係る通告を行った幼児児童生徒について、通告後に市町村又は児童相談所に対し、定期的な情報提供を行うときは、「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」（平成22年３月24日付け文部科学大臣政務官通知「学校等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（21文科初第775号）添付資料）（別添３）を踏まえ、適切な運用に努めること。

② 緊急時の対応について（虐待防止法第６条第１項関係）

上記①に係る、定期的な情報提供を行っている場合であっても、学校等において、不自然な外傷、理由不明又は連絡のない欠席が続く、幼児児童生徒から虐待についての証言が得られた、帰宅を嫌がる、家庭環境の変化など、新たな児童虐待の兆候や状況の変化等を把握したときは、定期的な情報提供の期日を待つことなく、適宜適切に市町村又は児童相談所等に情報提供又は通告をすること。

（５）学校等の間の情報共有について

幼児児童生徒の進学・転学に当たっては、法令にのっとり行うこととされている進学・転学先への文書の送付はもとより、対面、電話連絡、文書等による学校間での引継ぎの実施、学校の担当者やスクールソーシャルワーカー等によるケース会議の開催等により、支援が必要な幼児児童生徒に係る学校等の間の適切な連

携を進めること。

個人情報保護の観点からどこまで情報を引き継げるかについては、適用される関係法令に基づき各学校等が判断することとなり、平成27年７月31日付け文部科学省初等中等教育局長通知「一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び児童虐待防止対策に係る対応について」（27文科初第335号）（別添４）等を踏まえ、適切に対応すること。

（６）児童虐待等に係る研修の実施について（虐待防止法第４条第２項、同条第３項関係）

「児童虐待防止対策等について」（平成26年12月26日児童虐待防止対策に関する副大臣等会議）においては、「学校と児童相談所等関係機関の連携」を推進することが示されており、虐待を発見するポイントや、発見後の対応の仕方等について、教職員の理解を一層促進することが求められている。

ついては、学校や教育委員会等においては、以下の資料等を参考にするとともに、児童相談所の職員を講師に招くなどして、今後とも教職員に対する研修の充実に努めること。

（参考資料）

① 児童虐待の定義、関連する法律などの基礎的な知識と近年の状況については「児童虐待防止対策」（厚生労働省ＨＰに掲載。）を参照。

② 児童虐待についての学校における対応について

○ 学校生活の中における児童虐待の兆候等については「児童虐待防止と学校」（文部科学省ＨＰに掲載。）の「第３章学校生活での現れ」を参照。

○ 学校と福祉機関との役割分担や通告後の対応等については「児童虐待防止と学校」（文部科学省ＨＰに掲載。）の「第６章疑いから通告へ」を参照。

（添付資料）

○別添１　平成28年６月３日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について」

○別添２　平成22年３月24日付け文部科学大臣政務官通知「児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応について」

○別添３　「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」（平成22年３月24日付け文部科学大臣政務官通知「学校等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（21文科初第775号）添付資料）

○別添４　平成27年７月31日付け文部科学省初等中等教育局長通知「一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び児童虐待防止対策に係る対応について」

※別添略

（なお、別添２～別添４については前掲）

（担当）
生涯学習政策局男女共同参画学習課
家庭教育支援室家庭教育振興係
電　話　03(5253)4111(内線2927)
ＦＡＸ　03(6734)3719
e-mail　danjokat@mext.go.jp
初等中等教育局児童生徒課生徒指導室
生徒指導企画係
電　話　03(5253)4111(内線3298)
ＦＡＸ　03(6734)3735
e-mail　s-sidou@mext.go.jp
高等教育局学生・留学生課　法規係
電　話　03(5253)4111(内線3050)
ＦＡＸ　03(6734)3391
e-mail　gakushi@mext.go.jp

２８文科生第５２７号
平成２８年１０月１７日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長
各国公私立大学長
各国公私立高等専門学校長　　殿
各大学共同利用機関法人の長
各文部科学省施設等機関の長
各文部科学省特別の機関の長
公立学校共済組合事務局長
日本私立学校振興・共済事業団理事長
文部科学省各独立行政法人の長
文化庁各独立行政法人の長

文部科学省生涯学習政策局長
有松育子

（印影印刷）

文部科学省初等中等教育局長
藤原誠

（印影印刷）

平成２８年度「児童虐待防止推進月間」の実施について（通知）

児童虐待防止対策に関しては，日頃から格段の御協力をいただき，厚く御礼申し上げます。

児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加しており，子供の生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たない状況となっています。このような状況を受け，厚生労働省及び内閣府の主唱により，急増する児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図

るとともに，児童虐待防止対策への取組を推進するため，平成16年度から11月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ，児童虐待防止のための集中的な広報・啓発活動を行っています。

平成28年度においても，別添２の「平成28年度『児童虐待防止推進月間』実施要綱」に基づき，11月を「児童虐待防止推進月間」と定め，児童虐待防止のための広報・啓発等の各種の取組が全国的に実施されることになりました。

つきましては，貴職におかれましても，この月間が所期の目的に沿って実施され，国民各層の児童虐待問題に対する社会的関心の喚起が図られるよう，下記に掲げる児童虐待防止に資する取組を実施するなど，積極的な対応をお願いします。

また，所管の機関及び学校又は域内の市町村の教育委員会等に対し，本通知の趣旨について周知徹底をお願いします。本通知に関しては，その内容について厚生労働省と協議済みであり，同省に対し，関係機関等への本通知の内容の周知を依頼済みであることを申し添えます。

記

児童虐待の早期発見・早期対応，被害を受けた児童の適切な保護等，学校における適切な対応が図られるよう，児童虐待防止推進月間において，教育委員会，国立大学法人及び都道府県私立学校主管部課（以下「教育委員会等」という。）並びに学校が，関係機関等と連携の上，例えば，以下に掲げる取組について実施又は実施状況を確認すること。

１．児童虐待防止に係る研修の実施

教育委員会等又は学校において，虐待を発見するポイントや，発見後の対応の仕方等について教職員の理解を一層促進するため，児童虐待防止に係る研修を実施すること。その際，教育委員会等又は学校においては，「児童虐待防止と学校」，「養護教諭のための児童虐待対応の手引」等の教職員用研修資料を活用するとともに，児童相談所の職員を講師に招くなどして，研修の充実に努めること。

２．学校における児童虐待の早期発見に向けた点検及び通告

各学校において，幼児児童生徒の心身の状況の観察，スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる主体的活動，教育相談，健康診断を通じて，児童虐待の疑いの有無について点検を行うこと。教職員が点検を行うに当たっては，１．の資料における「児童虐待を疑うポイント」を踏まえながら行うとともに，教職員個人の判断でなく，組織的なリスクアセスメントを行うこと。点検により，児童虐待を受けたと思われる幼児児童生徒を発見した場合には，速やかに，市町村，児童相談所等に通告すること。

３．関係機関との連携強化のための情報共有

教育委員会等又は学校において，児童虐待防止に係る関係機関との一層の連携・協力の強化に向けて，市町村，児童相談所等の担当者との間で，児童虐待の通告，情報提供，緊急時の対応等について，通告時の連絡先，提供する情報の内容及び対応の手順を確認すること。

特に，国立及び私立の学校においては，児童相談所長等に対する児童虐待の防止等に関する資料等の提供に係る規定（児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第13条の４）が，本年10月1日より施行されていることを踏まえ，

児童相談所等との連携・協力について確認を行うことが望ましい。

なお，このことについては，厚生労働省においても，市町村及び児童相談所に対して協力を依頼していることを申し添える。

４．家庭に対する支援

児童虐待の問題の未然防止や早期対応のために，家庭教育支援の取組を実施すること。教育委員会において，スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー，民生委員・児童委員，主任児童委員，家庭教育支援員等の地域の人材を活用し，家庭教育支援チーム（別添４参照）等による保護者への相談対応や保護者と地域とのつながりづくりの推進に努めること。

（参考資料）

① 児童虐待の定義，関連する法律などの基礎的な知識と近年の状況については「児童虐待防止対策」（厚生労働省ＨＰに掲載。）を参照。

② 児童虐待についての学校における対応について

○ 学校生活の中における児童虐待の兆候等については「児童虐待防止と学校」（文部科学省ＨＰに掲載。）の「第３章学校生活での現れ」を参照。

○ 学校と福祉機関との役割分担や通告後の対応等については「児童虐待防止と学校」（文部科学省ＨＰに掲載。）の「第６章疑いから通告へ」を参照。

（添付資料）

○別添１ 平成28年度「児童虐待防止推進月間」の実施について（協力依頼）（平成28年10月17日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

○別添２ 平成28年度「児童虐待防止推進月間」実施要綱

○別添３ 「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」（平成22年３月24日付け文部科学大臣政務官通知「学校等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（21文科初第775号）添付資料）

○別添４ リーフレット「つくろう！家庭教育支援チーム」

※別添 略

（担当）
生涯学習政策局男女共同参画学習課
家庭教育支援室家庭教育振興係
電 話 03(5253)4111(内線2927)
ＦＡＸ 03(6734)3719
e-mail danjokat@mext.go.jp
初等中等教育局児童生徒課生徒指導室
生徒指導企画係
電 話 03(5253)4111(内線3298)
ＦＡＸ 03(6734)3735
e-mail s-sidou@mext.go.jp

地域と協働した家庭教育支援の現状と課題

地域人材の養成

家庭教育支援員等の養成

○ 支援活動の企画・運営、
○ 関係機関・団体との連携

等を担う中核的人材を養成

課題について意見交換

参　画

子育て経験者など地域の多様な人材

体制の構築

家庭教育支援体制の構築

家庭教育支援チームの組織化

家庭教育支援員などの地域人材を中心としたチームの組織化

○ 学習機会や交流の場づくりの企画
○ 家庭や地域の状況に応じた支援をコーディネート

【チーム員構成例】
子育てサポーターリーダー、元教員、民生・児童委員、保健師　等

学校等を活動拠点に支援内容を検討

家庭教育支援員の配置

地域の身近な小学校等に家庭教育に関する情報提供や相談対応等を専任で行う家庭教育支援員を配置し、家庭教育支援体制を強化

人材の不足（高齢化、固定化）
⇒循環型の人材養成

支援の実施

家庭教育を支援する様々な取組を展開

①学習機会の効果的な提供

就学時健診や保護者会、参観日など、多くの親が集まる機会を活用した学習機会の提供

【講座例】
○ 小学校入学時講座
○ 携帯電話やインターネットに関する有害情報対策
○ 子供の生活習慣づくり“早寝早起き朝ごはん”に関する講座

②親子参加型行事の実施

親子の自己肯定感、自立心などの社会を生き抜く力を養成するため、親子での参加型行事やボランティア活動、地域活動等のプログラムを展開

【プログラム例】
○親子で清掃ボランティア

③訪問型家庭教育支援などの相談対応や情報提供

悩みを抱える保護者、仕事で忙しい保護者など、様々な家庭の状況に応じて、家庭教育支援チームによる情報提供や相談対応を実施

【支援活動例】
○ 空き教室を活用した交流の場づくり
○ 企業訪問による出前講座
○ 家庭訪問による個別の情報提供や相談対応

寄り添う支援が必要
⇒先駆的取組（訪問型家庭教育支援）の実施

地域における家庭教育支援総合推進事業

（前年度予算額　73百万円）
29年度予算額　73百万円

上記、家庭教育を支援する様々な取組を支援（国1／3、都道府県1／3、市町村1／3負担の補助事業）

先駆的家庭教育支援推進事業（訪問型家庭教育支援の実施）

（　新　規　）
29年度予算額　20百万円

「地域の教育資源を活用した教育格差解消プラン」において、茨城県・和歌山県・京都府・大阪府・山口県に委託して「先駆的家庭教育支援推進事業（訪問型家庭教育支援の実施）」を実施している。

事業の目的

様々な課題を抱えた家庭に対する類型別の効果的な支援モデルの開発を国の主導によりパイロット的に行う。貧困、不登校等の支援が必要な家庭の類型ごとにメニューを検討して構築するとともに、保護者を学びの場や地域とのつながりの場につなぎ、保護者の教育力を高めることを重視する。

事業の概要

文部科学省

○ 事業の選定・評価　○ 実施に対する助言

○ 取組の全国展開に向けた検討

委託

都道府県（5か所）

支援体制の構築

○ 事業全体に係る総合調整、評価・助言
- 協議会を設置し都道府県レベルでの関係機関等との連携・協力の推進
- 各地域における取組に対する評価・助言

○ 訪問型家庭教育支援員の養成
- 各地域における取組の中核となる人材を対象に、必要な知識・ノウハウ等を身につけさせる養成講座を実施

再委託・人材養成

市町村（2か所）

各地域における訪問型家庭教育支援の実施

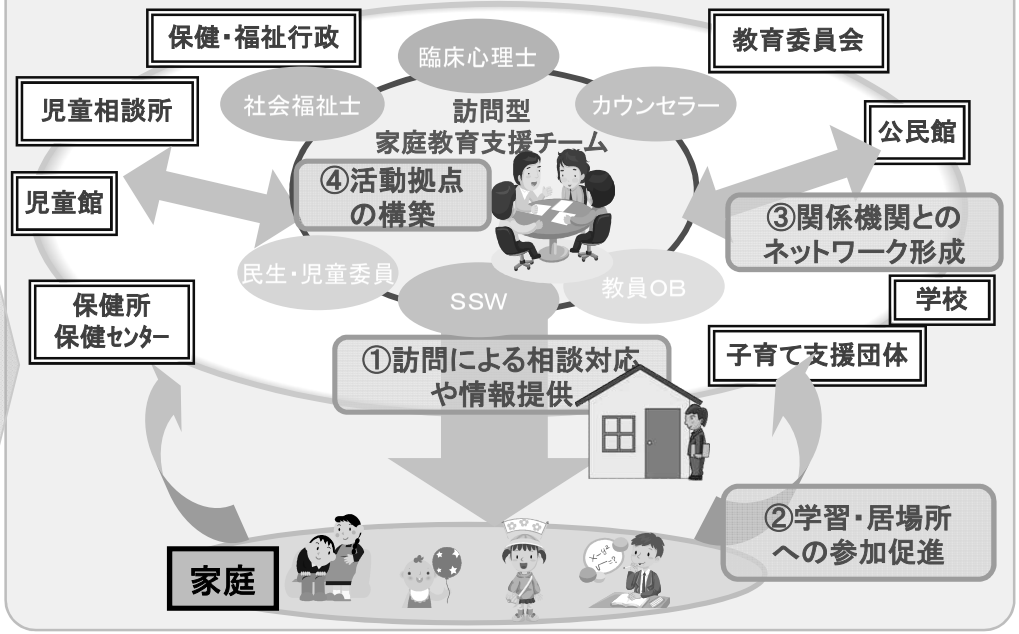

別添資料8

家庭教育支援の具体的な推進方策について

家庭教育支援の推進方策に関する検討委員会報告書（概要）

はじめに

・家庭教育支援は、広く全ての家庭の家庭教育の試みに対する応援としてのユニバーサルな展開と、同時に困難を抱えた家庭のそれぞれの個別の事情に寄り添う支援が求められている。

Ⅰ.全ての親の学びや育ちを応援するための方策

◇親としての育ちを応援するための親同士の交流の促進について

・交流の中で悩みや疑問を共有しながら学び合い仲間として共感することのできる、親同士の交流の場を設定するなどしていくことが有効である。

◇乳幼児期から学齢期につながる切れ目のない支援の推進について

・初めて子供を持った保護者や0歳児の保護者への支援から始まり、学齢期での支援へとつながっていく切れ目のない支援が求められる。

◇体験の中で子育てや適切な生活習慣づくりを学ぶことについて

・父親が、子育てに当事者意識を持って参画していくことを促すために、保育体験のような育児に自ら携わる、体験する試みが有効である。

・“早寝早起き朝ごはん”といった生活習慣と健やかな生活、成長が密接に関係していることに気付き、親と子の自然な関係の中で適切な生活習慣を身に付けることができる。

◇ICTを活用した積極的な情報提供の推進について

・多忙な保護者でも多く情報を受け取って都合に合わせて参照することができ、双方向での情報のやり取りも可能であるスマートフォン等のICTの活用が効果的である。

Ⅱ.家庭教育支援チームを中心とした家庭教育支援のための方策

◇地域の人材を中心とした「家庭教育支援チーム」の役割について

・学校や行政の相談窓口には気軽に相談しにくいといった点や、行政ではどうしても手が回らない部分があるといった課題については、「家庭教育支援チーム」が身近な相談者として解決に貢献することができる。

◇関係者の専門性を尊重して学び合うことを通じて推進する学校と協力した家庭教育支援の進め方について

・専門性の異なる関係者の間では問題に対する視点が異なってくるので、協力して課題を解決するためにはプロセスを共有し、お互いに学び合うことのできる場を作ることが重要となる。

◇多様な活動の形態が考えられる「家庭教育支援チーム」の類型について

①行政（学校教育担当部局）主導型　②行政（社会教育担当部局）主導型　③NPO主導型

①総合型　②講座型　③拠点型　④訪問型

◇家庭訪問による家庭教育支援の進め方について

・家庭教育支援のための家庭訪問を行うことによって、家庭教育講座や相談窓口に出てくることが難しい保護者と接触することのできる貴重な機会を作ることができる。

・家庭を訪問して支援することは、カウンセリング等の専門家であっても難しい面がある。訪問型の家庭教育支援の主眼は、家庭の抱える問題を早期に発見して専門機関につないで早期の解決に結びつけていくことにもあるので、深刻な問題には躊躇せず専門家の協力を得る姿勢を取ることも必要である。

Ⅲ.家庭教育支援を担う人材の確保

家庭教育支援の実際の活動を展開する市町村と人材の養成研修を行う都道府県の役割分担と人材の循環が重要である。

【学校・家庭・地域をつなぐ仕組み作り（例：各会議の定例化）】

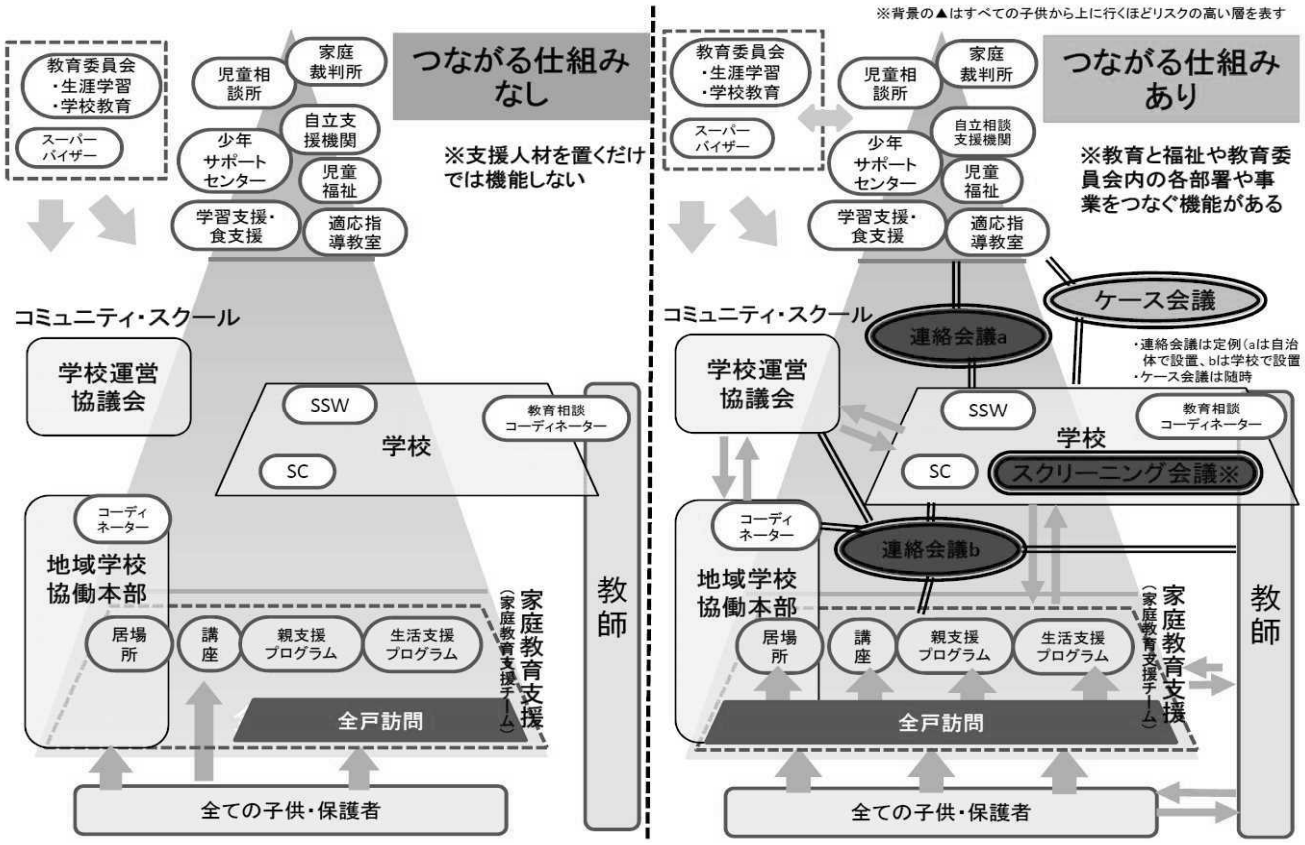

出所：「家庭教育支援の推進方策に関する検討委員会」配付資料を基に山野座長が修正

※スクリーニング会議：全ての事例から気になる事案を洗い出し検討する会議。

２８生参学第２号
２８初児生第８号
雇児総発第０５２０第１号
平成２８年５月２０日

各都道府県・指定都市・中核市
教育委員会生徒指導担当部（局）長
教育委員会家庭教育支援担当部（局）長　　殿
家庭教育支援担当部（局）長
民生主管部（局）長

文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課長
（印影印刷）

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
（印影印刷）

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長
（印影印刷）

生徒指導、家庭教育支援及び児童健全育成に係る取組の
相互連携の推進について（依頼）

標記については、「生徒指導、家庭教育支援及び児童健全育成に係る取組の積極的な相互連携について（依頼）」（平成２２年９月１６日付け２２生参学第５号、２２初児生第２６号、２２雇児育発第０９１６第１号）を踏まえ、相互連携の充実に努めていただいているところですが、家庭を取り巻く社会経済状況の変化や、いじめ、不登校、自殺等の問題行動等や児童虐待問題の深刻化など、子供や家庭を巡る問題の複雑化・多様化に伴い、生徒指導、家庭教育支援及び児童健全育成に係る取組の相互連携を一層推進することが必要となっています。

こうした中、教育分野では、本年１月に文部科学省が策定した「次世代の学校・地域」創生プランにおいて、学校と地域が相互にかかわり合い、学校を核として地域社会が活性化していくことが不可欠であるとの考えの下、「地域とともにある学校」へ

の転換や、学校を核としたまちづくり、地域で家庭を支援し子育てできる環境づくりなどの方向を目指して取組を進めることとしたところです。また、福祉分野では、児童委員、主任児童委員を中心とした家庭支援や、児童館・児童センター（以下「児童館等」という。）を中心に、児童の健康を増進し、情操を豊かにする取組等も行っていただいています。

今後、教育分野と福祉分野がそれぞれの特長を生かしながら、学校・地域が一体となって子供や家庭を巡る状況把握を行い、子供や家庭に対する支援体制の一層の充実を図ることが重要です。

ついては、以下の留意点並びに各学校や地域の実情を踏まえつつ、生徒指導や家庭教育支援、児童の健全育成に係る取組の相互連携が一層図られるよう、貴職におかれては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会生徒指導担当部局、家庭教育支援担当部局、児童福祉部局、関係団体等に周知いただくとともに、連携の強化による取組の一層の充実に御協力をお願いします。

なお、この通知の発出に伴い、「生徒指導、家庭教育支援及び児童健全育成に係る取組の積極的な相互連携について（依頼）」（平成２２年９月１６日付け２２生参学第５号、２２初児生第２６号、２２雇児育発第０９１６第１号）は廃止します。

記

１．生徒指導の推進に当たり、問題行動等の未然防止や早期発見のためには、学校内のみならず、家庭や地域における児童生徒の実態把握が欠かせないことから、学校は、日頃から家庭との協力関係を築くとともに、地域において家庭教育支援を担う子育てや教職の経験者、NPO 等の関係者や、児童委員、主任児童委員、スクールソーシャルワーカー、放課後子ども総合プラン関係者、児童館等の関係者などと円滑な連携を図れる体制を構築し、情報共有に努めるとともに、必要に応じて、校内の支援体制への活用を図るよう努めること。

２．家庭教育支援の推進に当たっては、子育てや教職の経験者をはじめとした地域の様々な人材からなる家庭教育支援チーム（別添参照）の組織化等により、保護者への相談対応や地域とのつながりづくりの充実に努めること。問題の未然防止や早期対応のためには、学校等における児童生徒の状況の把握や、専門的人材、児童健全育成関係者等との連携が重要であり、学校等の教職員との情報共有や、家庭教育支援チームの構成員としてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、民生委員・児童委員、主任児童委員などの地域の人材の活用に努めること。あわせて、「地域学校協働本部」の活用や、放課後子ども総合プラン関係者、児童館等関係者、子育て支援団体・NPO 等との一層の連携が図られるよう努めること。

３．児童の健全育成に当たっては、地域での多彩な活動の実績を有し、学校関係者と

は異なる視点で子供や家庭の悩みや問題の解決にかかわることのできる特性を生かして、民生委員・児童委員、主任児童委員、民生委員児童委員協議会、放課後子ども総合プラン関係者等が継続的に学校関係者と情報の共有を行い、連携・協力が図られるよう努めるとともに、例えば、民生委員・児童委員、主任児童委員が地域の家庭教育支援チームに参画するなど、家庭教育支援関係者との一層の連携が図られるよう努めること。

また、児童館等では、健全な遊びを通して、児童の自主性、社会性、創造性を高めるよう指導を行っているところであり、児童の健全育成の観点を踏まえ、児童の社会活動参加への理解、協力等の支援について、学校等との更なる連携を図るよう努めること。

4．家庭教育支援や児童の健全育成を担う地域の人材等が、情報を適切に共有しながら、学校と連携して活動を行えるよう、個人情報の取扱いや適切な情報管理に当たっては各地方公共団体の個人情報保護条例等にのっとりつつ、例えば、家庭教育支援チームの仕組みを活用するなど、より効果的な連携の体制の構築に努めること。

5．生徒指導、家庭教育支援及び児童の健全育成に係る取組の連携を推進するため、各都道府県、指定都市及び市区町村において、生徒指導担当部局、家庭教育支援担当部局及び児童福祉部局が連携・協力し、支援体制の強化に努めること。

6．文部科学省が作成した「生徒指導提要」（平成２２年３月）
（http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/22/04/1294538.htm）、
「平成２６年度スクールソーシャルワーカー実践活動事例集」（平成２７年１２月）
（http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1368648.htm）及び
「訪問型家庭教育支援の関係者のための手引き」（平成２８年３月）
（http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/katei/1360785.htm）等を参考に、生徒指導、家庭教育支援及び児童健全育成に係る取組の効果的な連携に努めること。

（本件連絡先）
文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課
家庭教育支援室家庭教育振興係　佐々木、小須田、鴇崎
TEL 03-5253-4111 内 2927
文部科学省初等中等教育局児童生徒課
生徒指導室生徒指導企画係　山本、天野、寺西
TEL 03-5253-4111　内 3298
厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
少子化総合対策室育成環境係　松村、平川
TEL 03-5253-1111 内 7908、7910